行政常任委員会

令和元年12月12日(木) 午前9時59分開 会

○三鬼(孝)委員長 おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

- 一般質問後、大変お疲れのことと思いますけれども、よろしくお願いいたします。 それでは、最初に、副市長から御挨拶を。
- ○藤吉副市長 おはようございます。

議員の皆様には、昨日までの本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、開会日に議決いただきました議案第77号及び議案第100号以外の議案第72号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから追加議案となりました議第101号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決についてまでの計28議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明させていただきますので、よろしく御 審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

報告いたします。

村田委員、後刻出席です。よろしくお願いいたします。

それでは、進行表に従いまして、順次財政課から審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、市民サービス課で終わる予定でございますので、よろしくお願い をいたします。

それと、11月21日に議案第74号と75号、それから12月の3日に議案第77号と100号の説明を受けておりますので、質疑につきましては重複を避けていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、財政課からよろしくお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、まず、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補 正予算(第6号)の議決についてにつきまして、補正予算書並びに委員会資料に基 づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6, 9 8 7 $\overline{5}$ 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 0 2 億 7, 6 3 8 $\overline{5}$ 4, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、財政課に係る補正予算の内容について御説明申し上げます。

14ページ、15ページをごらんください。

歳入でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入3,565万円の増額は、旧第3及び第4保育園敷地の売却見込み額として計上したものでございます。

ここで、委員会資料の1ページをごらんください。

まず、左側の旧第 3 保育園敷地につきましては、地籍が 1, 1 7 2 平方メートル、売却見込み額は 2, 0 1 2 万円でございます。右側の旧第 4 保育園敷地につきましては、地籍が 1, 1 9 0 平方メートル、売却見込み額は 1, 5 5 3 万円でございます。

なお、売却見込み額につきましては、先ほどの地籍に1平方メートル当たりの不動産鑑定額を乗じ、そこから建物撤去費を除し、さらに売却に当たって要した経費である不動産鑑定費用を加算した金額としております。

次のページをごらんください。

売却スケジュールでございますが、表の一番上に書いてございます旧第3、第4 保育園敷地につきましては、来年1月中旬を目途に公告を開始し、2月下旬から3 月上旬に入札を執行する予定でございます。

補正予算書の14、15ページにお戻りください。

次に、21款市債、1項市債、6目消防債70万円の減額は、尾鷲消防署の高規格救急車の入札完了に伴う消防車両等整備事業債の減額でございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は8,909万円を増額し、計6 億4,009万3,000円とするものでございます。

内容は、財産管理経費3万3,000円につきましては、旧第3、第4保育園敷 地の売却に伴う新聞広告料でございます。

次に、基金積立金8,905万7,000円のうち、財政調整基金積立金5,84 5万7,000円は、今補正での歳入歳出差額を積み立てるものであり、このうち 3,565万円が遊休市有財産の売払収入でございます。

地域福祉基金積立金30万円は、市内在住の1名の方からの御寄附を積み立てる もので、来年度において、福祉関係事業に充当させていただきたいと考えております。

尾鷲みどりの基金積立金3,030万円は、尾鷲みどりの協会からの林業振興事業寄附金を積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の3ページをお願いします。

今回の6号補正を踏まえた基金残高でございます。財政調整基金につきましては 5,845万7,000円を積み立てることにより、補正後の残高は7億2,958万7,000円となります。そのほか、地域福祉基金へ30万円、尾鷲みどりの基金へ3,030万円をそれぞれ積み立てを行いまして、補正後の残高合計が18億2,700万7,000円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただきまして、24、25ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は338万3,000円の増額で、このうち財政課分といたしましては、25ページの下段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金63万2,000円の減額で、これは国保会計における繰り出し対象経費の減少によるものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。

9目後期高齢者医療費135万2,000円の増額は、後期高齢者医療事業特別 会計における繰り出し対象経費の増加によるものでございます。

続きまして、補正予算書の7ページをお願いします。

第3表地方債補正でございます。

変更1件は、歳入で説明させていただきました尾鷲消防署の高規格救急車の入札 執行による額の確定に伴い、消防設備等整備事業に係る起債限度額を1,520万 円から1,450万円に減額補正するものでございます。

議案第95号に係る財政課からの説明は以上でございます。

それでは、続きまして、議案第101号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算 (第7号)の議決についてにつきまして、補正予算書及び委員会資料に基づき御説 明を申し上げます。

7号の補正予算書の1ページをごらんください。

今補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ103億4,072万6,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げます。

なお、予算書につきましては、財政課のほうから一括して説明をさせていただき、 その後、建設課のほうから資料に基づき工事内容等の説明をさせていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、10ページ、11ページをごらんください。

歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目土木費国庫負担金4,294万2,00 0円の追加は、10月18日から19日の集中豪雨により被災した岡野川河川災害 復旧工事に対する国庫負担金でございます。

2 1 款市債、1項市債、9 目災害復旧債は2,140万円で、同じく岡野川河川 災害復旧工事に係る公共土木施設等災害復旧事業債でございます。

次のページをごらんください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費90万7,000円の増額は、今補正に伴う財政調整基金への積立金でございます。これにつきましては、既決の予算で執行した岡野川災害応急工事97万9,000円につきましても、国庫負担金及び起債の対象となることから、これにより一般財源が減少いたしますので、その分を積み立てるものでございます。

次に、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生公共土木施設災害復旧費は6,343万5,000円を増額し、計9,875万5,000円とするものでございます。内容は、岡野川河川災害復旧に係る工事請負費でございます。

続きまして、補正予算書の5ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。

岡野川河川災害復旧事業につきましては、本年度内での完了が見込めないことから、事業費の60%である3,806万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第3表地方債補正につきましては、今回の補正に伴い、現年発生災害復旧事業の限度額を3,600万円から5,740万円に増額するものでございます。

議案第101号に係る財政課からの説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

財政課に係る議案第95号と議案第101号の説明が終わりましたので、御質疑に入ります。

質疑がある方は御発言を。

- ○三鬼(和)委員 確認ですけど、補正予算第6号のほうで、14、15ページ の財産収入の件で、ちなみにこの2カ所を坪単価にするといと幾らになるんですか。 一緒の金額、違うやろう。
- 〇岩本財政課長 まず、旧第3保育園が、平米単価が2万7,337円でございますので、坪2でいいますと9万……。
- ○三鬼(和)委員 三三が九、9万幾らや。3.03か。9万幾ら。
- ○岩本財政課長 9万212円です。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○岩本財政課長 第4のほうが7万7,820円でございます。
- ○三鬼(和)委員 あと、私、第4保育園のほうでの道路とか、そんなので査定は安いんだと思うんですけど、本市においては、高台がないときに津波等に被災に遭ったときに、高台であろう避難所というかな、中長期の避難所をするというときには、そういった高台というのは大事となってくるんですけど、改めて確認するんですけど、市有地の処分については進めていくということには異論はなかったんですけど、安く買ったりとか、参加者が1社とかと少なかっても、これはこのまま進めていかれるんですか、どうなんですか。
- ○岩本財政課長 入札につきましては予定価格以上の価格であれば1社でも成立 しますので、売却するということになります。
- ○三鬼(和)委員 再確認しますけど、ちょっと市長がおらんので、副市長に聞いてもあれかなと思うけど、一応あれですし、第4保育園、金額がこういうことで、査定価格から見ても一千どんだけでああいう高台の土地を購入希望者がおれば手放すわけなんですけど、本市の災害とか、そういった事情を含めてでも、執行部の結論としては、やっぱり順次売れそうなものは売っていくんですか、どうなんですか。全体の防災計画とか、そういったものもわからない中で、ちょっとどうかなと思うんですけど、再確認したいと思います。
- ○藤吉副市長 避難所等につきましては、ハザードマップ等でお示しさせていた だいているように十分確保させていただいておりますので、市有地につきましては、 今、遊休という形の部分についてはしっかり売却させていただいて、財政のほうの

- 一助になるようなというふうに考えております。
- ○三鬼(和)委員 中長期の避難については、何ら具体的な計画が立っていない と思いますけど、足るわけないと思うんですけど、大丈夫なんですか、そういう発 言して。
- ○藤吉副市長 中長期というか、短期的な避難場所、それから避難所ということ についてお話しさせていただきましたけど、中長期の部分は、まだそういう計画が 立っておりませんけれども、それほど大きな土地ではない部分についてはしっかり と整理させていただいて、売却をしていきたいなと、これが今の方針でございます。
- ○仲委員 先ほどの坪単価の話ですけど、予算を盛った金額の中で、建物を引いて限度額をお示しするもんで、限度額から地域を割って単価を出さんといと、委員会の内容が、坪単価9万というと誤解を与えるもので、5万6,000円という表現をしてもらわんといと、市民の方に誤解が生じると思うんですが、いかがですか。

(発言する者あり)

○三鬼(孝)委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前10時17分)

- ○三鬼(孝)委員長 再開します。
- 〇岩本財政課長 単純に売却見込み額のほうを坪単価であらわすと、第3保育園のほうが5万6,676円、第4保育園のほうが4万3,138円となります。
- ○三鬼(孝)委員長 他にございますか。 仲委員、よろしいですね。
- ○楠委員 先ほどの説明で解体費を引いてこの金額と言っていたんですけど、解体費の積算などには有価物なるものがあると思うんですけど、それも積算でやっていますかね。
- ○塩津財政課主幹兼係長 済みません、今ちょっと手元のほうに詳しい設計書の ほうはないものですが、有価物もありますので、その辺は建設課の建築係のほうで 解体費用は積算していただきますので、その辺も考慮した金額で解体費用を積算さ せていただいております。
- ○楠委員 先ほどの説明で、建物の面積にもよるんですけど、1,200万というと世間相場なのか、それとも単純に公共側のわけのわかんないような単価で積算しているのか、その辺の確認はさせてもらえます。

- ○塩津財政課主幹兼係長 公共の建築積算基準に基づいた解体費用となっております。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、その他の項に入りたいと思います。
- ○岩本財政課長 それでは、続きまして、遊休市有財産の売却について、先ほど 以外の部分について説明をさせていただきたいと思います。

委員会資料の2ページをごらんください。

2番の売却スケジュールの予定でございますけれども、旧第3、第4保育園敷地につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございますが、今回、売却見込み額を計上させていただきまして、3月上旬を目途に入札を執行したいというふうに考えております。

その下の新田団地の4区画及び新田税務署職員住宅及び次の9の野地乳児保育園敷地でございますけれども、本年9月以降、売却検討物件として、ホームページや広報において周知を行ってきた中で、これらの物件につきましては、数件お問い合わせをいただいておりまして、売却の可能性がある程度見込めるのではないかと判断いたしておりますので、今後、売却に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

まず、新田団地及び税務署職員住宅につきましては、今回の補正予算におきまして、建設課のほうで売却を進めるための測量、分筆等の予算を計上させていただいておりまして、予算を御承認いただければ、今年度中にそれらの作業を完了したいと考えております。その後、新田住宅の4区画につきましては、普通財産に所管がえをした上で、来年度の当初予算に不動産鑑定料を計上させていただき、鑑定終了後、6月補正予算において売却見込み額を計上した上で公告を行い、8月下旬を目途に入札を執行したいというふうに考えております。

次の旧野地乳児保育園敷地につきましては、測量が済んでおりますので、新田団地と同様、不動産鑑定料を来年度の当初予算に計上させていただいた上で、入札まで同じスケジュールで進めてまいりたいと思っております。

次の矢浜の市有財産でございますが、これは場所が42号線から防災道路を少し下って、信号の交差点を少し過ぎた左手にある場所でございます。本物件につきましては、土地の形状が不整形で袋地となっており、また、雑木、雑草が生い茂り、

さらに上空を高圧線が通っているため、当該土地のみでの単独利用が困難な物件ではありますが、以前より1名の方から払い下げの要望を受けておりまして、また、今回、物件周知において購入希望等もございませんでしたので、以前から払い下げを希望している方に本年度中に払い下げを行いたいというふうに考えております。

次に、中央駐車場でございますが、以前、本委員会で説明させていただいた際には、社協さんへの売却も含めて検討したいと申し上げたところですが、財政状況の厳しい中、少しでも高く売却できるよう、まずは、公売の方向で進めていきたいと考えております。

したがいまして、今後、他の物件と同様に、ホームページ等において周知を図り、 売却が見込めると判断できれば、早ければ6月に登記手数料及び鑑定料を予算計上 させていただいた上で、公売に向けて進めてまいりたいと考えております。

最後に、3番として、その他の遊休市有財産についてでございますが、現在のと ころ数件お問い合わせはいただいているものの、現時点では売却できる可能性が低 いと判断しております。

したがいまして、これらの物件につきましては、今後も引き続き周知を図り、状況を見ながら売却のほうも判断してまいりたいと考えております。遊休市有財産の 売却に係る説明は以上でございます。

- ○三鬼(孝)委員長 基金の状況と財政見通しの修正について。
- ○岩本財政課長 それでは、次に、財政収支見通しの見直しについて御説明を申 し上げます。

委員会資料の4ページをごらんください。

財政収支見通しにつきましては、9月定例会において御説明させていただきましたが、同時に、尾鷲総合病院の新改革プラン中間案や学校ICTの整備計画案等が示され、これらの計画との整合性、財政見通しに反映させた場合に収支がどうなるのかというお話がございました。

また、今回12月補正予算編成後の財政調整基金の残高見込みにつきましても、 その時点の見込み数値とは変わってきましたので、それらを踏まえて見直しを行っ たものでございます。

まず、各計画に係る影響額の反映といたしまして、①の総合病院新改革プラン中間案、②の学校ICT環境整備計画案、そして、③の清掃工場補修工事計画、この三つの計画数値をそれぞれ歳入歳出に反映させました。

①の病院の新改革プランにつきましては、機器整備に係る起債の償還に対して交

付税措置がありますので、それを勘案しますと、一般財源不足額は表の右下にあります5年間で1億5,209万7,000円の増加となります。

次の学校 I C T 環境整備につきましては、5 年間のリース契約として今回の債務 負担行為に計上されておりますが、そのうち、令和6 年度までの影響額として、計 9,110万8,000 円、歳出が増加することになります。

次の清掃工場補修工事計画につきましては、前回の見通しでは、本年度の予算計上額である1億3,200万円で令和6年度まで見込んでおりましたが、計画の見直しにより、トータルで1億7,787万円の減額となりますので、これにつきましては、収支の改善要因となっております。

したがいまして、この三つの計画を財政見通しに反映いたしますと、矢印の下の表になりますが、前回の財政見通しより5年トータルで6,533万5,000円、収支が悪化するということになります。

次に、財政調整基金残高の反映として、前回の見通しでは、12月補正における 財政調整基金の増減額を過去3年間の平均で約800万円の取り崩しということで 予想して6億6,923万6,000円としておりましたが、今回、7号補正までを 加味した残高が7億3,049万4,000円となり、前回見通しの残高見込みと比 較して6,125万8,000円の増加となりました。

ただし、この中にはまだ実際に歳入されていない遊休市有財産の売却見込み額である3,565万円が含まれておりますので、それを除きますと、実質約2,500万円くらいの増加ということになります。

また、一番下に書かせていただいておりますが、財政収支見通しに未反映の事業として、事業期間、金額等が未確定であることから、広域ごみ処理施設整備事業及びおわせSEAモデル関連事業を上げておりますので、その旨、御承知おきをいただきたいと思います。

次のページをごらんください。

この表につきましては、前回お示しした財政収支見通しに先ほど説明させていた だきました各計画による影響額を加味して作成をしております。

ここで一番下の表の財源不足対策のところのマーキングした部分になりますが、 以上のことを踏まえた上で、収支改善目標額を5年間で5億円と設定をしておりま す。前回が4億円でしたので、1億円多い形で目標額を定めております。

次のページをお願いします。

財政調整基金の残高見込みでございますが、5億円の収支改善を行った場合、5

年後の財調の残高、一番右下のところの部分ですが、1億2,752万8,000円ということになります。前回はここが3,160万5,000円でございましたので、それよりも約9,500万円ほど多い残高としております。

これにつきましては、実際には収支改善額を4億円のままで置いたとしても、2,752万8,000円の残高が残る計算になりますけれども、この財調の中に先ほど申し上げましたような市有財産の売払収入が含まれていることや今後見込まれる事業もありますので、目標額としては5億円以上ということで設定をしたものでございます。

この収支改善策につきましては、引き続き財政再建委員会において検討している ところでございまして、来年度の当初予算編成状況も踏まえた上で今年度中に取り まとめを行い、お示しをさせていただきたいと考えております。

財政収支見通しについての説明は以上でございます。

- ○三鬼(孝)委員長 報告事項3件の説明がありましたけれども、一括して審議 していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○三鬼(和)委員 ちなみにこの表、先ほどの説明見ると、収支改善目標額が来年から1億円計上しておるわね。それをすると、基金の残高がプラス5億という。 改善した中で1億2,000万ということですか、改善した中でが。

改善した中で1億2,000万、前回の説明よりかも3,000万という中で、非常に健全化計画とか庁内会議しておるという割に、財政課のほうに言っても始まらないと思うけど、病院の新医療改革というのか、それの計画に合わせ過ぎると、反対にSEAモデルであるとか、ごみなんかも新規のごみ数、財源が難しいんじゃないかなと思うけど、議論の中で、副市長、そういったトータル的な議論をされておるんですか。市長の選挙公約だけが中心で財政を見直そうとしたのか、どうなんですか、それは。

○藤吉副市長 今回示させていただきました収支見通しの修正でございますけれども、前回、9月の委員会で出てきました病院の新改革プランの中間案であるとか、学校ICT、それから清掃工場の補修工事の計画ということが数字としてあらわれましたので、それ反映するとこういう形になるということでお示しさせていただきましたし、先ほど財政課長が説明させていただいたように、4ページの下にありますように、まだ、広域ごみ処理であるとか、おわせSEAモデルの関連事業というのは、事業期間、金額等が未確定でありますので、見通しに反映することができませんでしたので、本日お示しさせていただいたのは、こういう形ということでござ

います。

- ○三鬼(孝)委員長 それは、今、課長が言ったようにわかるんですけど、ごみにしても、現状の今のごみ施設の経費がこれだけ要るということでして、なおかつ資料の見直し後の一般財源ベースの5カ年の財政収支見通しでは、前回に比べて金額が多くなって、1億円ずつ歳入か歳出、どっちかというと歳出を1億円削らんことにはこの結果が出ないということですね。経常収支比率が100%に近い中で、年間1億円の始末をするということは相当厳しい状態で、表は組めますよ。組めても、病院の改革なんかもして、私は病院をどうこうすることは否定じゃなしに、財政運営上の中でちょっと無理があるんじゃないかなあと。一般財源のほうでは、1億円から削ってこれだけの結果しか出ないのに、病院を市長の公約も入れて目いっぱいやるということにどうなんですか、市政運営上。そういった議論が本来はするべきであって、この表を組むこと自体は事務方でできる話ですから、それが政治じゃないかと思うんですけど、そういった話は、うちの市長さんはしないんですか。市長がおらんのであれなんですけど。
- ○藤吉副市長 私が所管しています財政再建委員会の中では、今、こういった収支の見通しをまず出して、その後、どれだけ収支を改善しなきゃいけないのかという目標額を、今回お示ししたのは5億円という設定をさせていただいていますので、5年間の中で5億円をどういうふうに収支改善していくのかという、今いろんな議論はしていますけど、まだ成案としてはありませんので、今後、例えば今回遊休市有地の売却ということで補正計上させていただいていましたけど、そういうことも含めて、今委員会の中で議論をしていますので、これが先ほど財政課長から御説明させていただいたように、来年度の当初予算をお示しする中ではその辺を明らかにさせていただきたいなと、こんなふうに考えております。
- 〇三鬼(孝)委員長 遊休市有地の処分とか、そういうのはわかるんですけど、本市の財政からすれば単位が1,000万単位の話ですので、余りそれがあるよって云々というふうな、財政運営に大きな問題ではないと思うんです。1年に1億円始末せんなんうちの1,000万とか2,000万の話ですから、そうでしょう。1億とか3億の話やったら別ですよ。

なおかつ5年たったときには、これだけの財源しかないということは、SEAモデルであったりとか、広域ごみも、ほかの4市町に迷惑かけずに一緒にやらせていただくということですから、うちとしては、それに備えたような財政運営を考えていかなくちゃいけないし、財政再建計画では、そういったところを見据えて、改選

がありますので、今の市長にしても、議員にしても、どんな何がやっておるかというのは別の話ですけど、今からスタートするに当たっては、市長も任期が残り少ないですけど、これは尾鷲市としては持続可能な自治体としてやっていかなくちゃいけないという中で、今任期だけの絵が描けたらよいという無責任なことはできないと思うんですね。ですので、再建の会議をするのやったら、そういった厳しいところで議論していただかないと、市民は不安になりますよ。議員をしておる私ですら不安に思うのに、どうなんですか、その辺は。

- ○藤吉副市長 財政再建委員会の議論の中では、まず、どれだけ収支を改善する 必要があるのかという目標額を計算させていただいて、きょう、お示しさせていた だいたところでございます。あと、収支の改善をつけては、改善の部分もあります し、今後その必要な広域ごみ処理であるとか、SEAモデル関連事業とかということも議論の中にはのせておりますけれども、まず、どれだけ改善しなきゃいけないのか、そして、改善の目標に対してどれだけ改善策がとれるのかというところを、まず、しっかりと押さえた上で、ほかの新しい事業についても、事業の可能性というのを今後検討していく形になりますので、まず、一歩一歩積み上げる中では、今回お示しさせていただきました、まず収支見通しの修正をさせていただいて、今、どういうふうな形で改善ができるのかということを議論させていただいていますので、その後、また新しい事業についてどうするんだということは今後の議論になってくるのかなと、こんなふうに考えて今議論を進めさせていただいております。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○奥田委員 資料 3 で、③ですか、清掃工場の補修工事等計画の見直し、これはよくわかるんですよね。あと数年もたせたらいいわけなので。髙村委員もよく言われておると思いますけど、1億7,700万ぐらい節約できると。こういうのも財政再建委員会で検討していただいたというのは非常によかったなと思うんですけど。それと、2番も、学校ICT、逆にふえますけど、5年間で9,100万ぐらい、これはしようがないのかなと思うんですけど、①の今も意見が出ていましたけど、9月のときも私、申し入れの発端になったのもこれなんですけれども、財政のほうとしては、一般会計は4億2,500万の繰り出しが精いっぱいだという話がありましたでしょう。向こうは5億とか、追加の5年間、5億とか5億3,000万とかふえていたので、それが、5年間で3億1,300万あるんさね。結局それを認めるということなんですか、これは。

ということは、今の中間案に合わせて、繰出金は一般会計から出していくという

ような理解でよろしいですか。

- ○岩本財政課長 これはあくまでも見通しであって、病院の新改革プランの中間 案の数字を反映したらどういうような数値になるかということをあらわしたもので すので、これをそのまま決定事項ではなくて、その見通しをあらわしただけという ふうに理解していただきたいと思います。
- ○奥田委員 ただ、これは中間案に合わせていますので、そうすると、令和は4億2,500万の繰り出しだと、病院へ出すのは、一般会計から。と言いながら、令和5年には5億3,000万、6億3,400万かな、令和6年には5億3,000万出すということになりますよね、これ。僕は、財政再建委員会なんだから、やっぱりその辺の一般会計の、これをしてもあれなんでしょう、する前でも、5年で4億足らないわけですよね。5年で4億足らないと言っているにもかかわらず、さらに病院への繰り出しをふやすということを優先するというか、それを入れていくということは、どういうふうな理解なんですか。

それはそれで、市長は病院の新しい機器とか、どういうことを優先させて、あとは我慢してもらうんですよとかいうことならわかるけれども、広域ごみ処理施設も入っていないんでしょう、SEAモデルも入っていないんじゃないですか、予算が。あれもやる、これもやると言って、全然その辺の意味がよくわからないんですけど、その辺どうなんですか。

- ○岩本財政課長 この見通しを、病院のほうも含めて計算した中で今 5 億円足らない、ほかにも事業は出てきますけれども、今の状態で 5 億円は必要やということで、今収支改善の策を検討しておるところで、実態としては、 5 億円という数字については非常に厳しいとは感じておりますけれども、収支改善策を検討している段階ですので、結果的に収支改善が見込めないということになれば考えざるを得ないのではないかというふうに私は思っております。
- ○奥田委員 その辺、財政課長、そういうのを個人的に思っているんであれば、しっかり市長のほうにも言わなあかんと思うんですよ、これ。4億2,500万は限度ですと、それでもぎりぎりなわけで、それでも足らないわけでしょう、5年間で4億。足らないと言っているのにかかわらず、繰出金をふやせないじゃないですか。5億3,000万、5億3,500万と出せないでしょう、今の時点で考えて。

課長が今、個人的にそれは難しいと思っているんだったら、こういうことを議会に示す以前に、副市長、議会に示す以前の問題ですよ。市長のほうにきちっと無理ですよと、今の段階でこれ以上は。ということをはっきり言わないといけないんじ

ゃないですか、いかがですか。

市長のほうが本当は判断せなあかんと思いますけどね。市長が判断できないんであれば、言ってあげないといけないんじゃないですか、その辺。事前に。議会へ示されても困りますよ、こんなの。

- ○岩本財政課長 今の時点では、収支改善策を検討中でございますので、改善策には至っておりませんけれども、絶対にできないという話では今の時点では言えませんので、収支改善策ができれば可能になるということですので、そこを今議論しているということです。
- ○奥田委員 絶対できないことはないって、今、僕は不安ですよ、5年間で4億足らないと言っていて。これ、私、一般質問で申し上げたのは、広域ごみ処理施設も入っていないんですよ。73億かかると言っていて、盛り土代とか、土地の用地買収も入ってないんですよ、土地代も入っていない状況の中で73億となって、それでどれだけの補助金があるのか、5市町の負担ですから、どれだけの負担かになるけど、今、起債もきくでしょう。でも起債もきいて、借金もできたとしても、私が考える上では10億は一般財源から出さなあかんなという感じはするんですけど、それにまたSEAモデルをやる、つり桟橋もやるとかいう話がある中で、お金ないじゃないですか、ない袖は振れないでしょう。お金を残しておかずに、今、病院を優先、優先されるとか、優先されないとかいいんですよ、はっきり言ってもらえれば。でも広域ごみ処理施設もやらざるを得ないでしょう。SEAモデルもやるといっている中で、お金がないのにどうやってやるんですか、ちょっと無責任じゃないですか、こういうふうなのを議会に出してくるということ自体が。
- ○岩本財政課長 我々は、事務方として収支改善ができるかどうかを協議して、 それを市長に示して、あとは市長がそれを見て政策的にどう判断するかという話で すので。
- ○村田委員 これ、事務方で今いろいろ説明していただいておるんですけれども、 やっぱり最終的には市長のいろんなお考えもあろうかと思いますので、できればこ の場に市長を呼んでいただいて、少しやってもらったらどうですか。
- ○三鬼(孝)委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時49分)

○三鬼(孝)委員長 再開します。

市長へ出席要請しましたのが、財政見通しの中で、委員の皆さんがいろいろと今後の資金不足等の質疑がありまして、その中でも広域ごみ処理施設事業とか、おわせSEAモデルの関係の事業費がこれに組み込まれていないというような発言がありましたので、その辺、全体的な財政見通しの中で、市長の見解を聞きたいということでありましたので、出席要請をしましたので、よろしくお願いします。

○加藤市長 財政収支の見通しというのは、議会から要請を受けたというよりも、 尾鷲市としても3年先、5年先、どうなるのかというようなことは常に検討してい て、当初財政の3年の見通し、特に財政調整基金がかなり枯渇したような状況であ ったので、とりあえず3年間どうするべきかということをお示しさせていただいた のが、一昨年かだったと思います。

その中で、やはりこれは短期的なあれよりも、ある程度5年間ぐらいの財政見通 しを立てながら、それに対する財政施策を考えていかないというようなことで、今 回お示しさせていただいたのが原点でございます。

その中で、確かに広域によるごみ処理施設については、どれぐらいの費用がかかって、その分の負担金、国庫補助がどれぐらいあって、どれぐらい起債しよって、まだ具体的には出ておりません。これが発生するのは、私は令和7年からの話であると。

まず、第1に、令和、来年度からの5年間をきちんと見通しを立てながら、それに対するマイナスが生じたときはどういう補填をするのかと。5年間をまずきちんと財政見通しを立てた中で政策をとっていかなきゃならないということで、結果的に、今、市の一般財政からいきますと、4億円不足しているという数字が見通しの中から出たと。

そして、もう一つは、一方で、病院のほうの新改革プラン、これは中間案という 形の中でこれからもっと具体的に再度精査していかなきゃならないんですけれども、 それに対して、高度の機器、そういうものも導入しないと、尾鷲総合病院はどんど んどんどん陳腐化してしまうというようなことで、今回の場合には、一つの大きな 手段としまして、カルテの話、これはやっぱり変えていかなきゃなんないと。

もう一つは、平成28年からとまっておりますリニアというものについて更新していきたいと。それを見込んだ中で、病院の新改革プランを今立てて、中間案を発表させていただいたと。

その中の原点として、確かに市からの繰出金がことしは4億2,500万、昨年度は4億7,500万、その前は5億円といろいろとありましたけど、基本的に計

画を立てる場合には、固定数字というのをきちんとやっていかなきゃならないということで、基本的には4億2,500万、それに対して、高度医療をするための機器をあれするためには、当然市としての負担があるから、その部分についても各繰り出しをやっていかなきゃならないと。そういう形の中で、今回、財政収支の見通しの中で、今後、実質的には今お示ししているのは、5年間で5億円をどういう形で改善していくのか、それをずっとこの前から、4月から財政再建委員会を立ち上げながら検討していて、今年度中にこれをお示しさせていただきたいというのが今の状況でございます。

以上でございます。

○奥田委員 市長の今の説明を聞いていて、僕は全く理解できないんですけど、 私はちょっと勘違いしましたけど、以前は5年で4億足らないと言っていたのが、 今回示されているのは、5年で5億足らないと、1億ふえておるわけなんですけど、 ただ、足らないというのは、5年後、令和6年度末で全く基金もなくなるわけです ね。それで5億足らないということなんですよね。

ですから、もっと改善しないといけないんですよ。それに、広域ごみ処理施設のお金も入っていない、SEAモデルのお金も入っていないということがあったら、相当な財政再建をしないことには、6年度以降の財政運営は完全に無理だということになるわけですね。市長、5億だけじゃだめなんですよ。おわかりですか。

だから、その状況の中で、今、市長が病院を優先されるというような言い方をされましたけど、そうすると、令和5年度は5億3,500万、令和6年度は5億3,000万の繰り出し、今は4億2,500万と、ずっと4億2,500万を5年間やるといいながら、5億3,000万、5億3,500万ぐらいの繰り出しをするということなんですか。それをちょっと確認させてください。

○加藤市長 まず、とりあえずは財政 5 カ年計画をきちんとつくるということをお約束させていただいたと。その期間というのは、令和 2 年から令和 6 年度、これを何とか財政をもたさなきゃならないということがまず第一なんです。当然のことながら、今の予定でしたら令和 7 年ぐらいから、さっきの広域ごみ処理施設の負担というのが発生してきます。それは同じようにして、令和 2 年から令和 6 年で、これで何もせずにこのままいくんだという話ではないわけです。まず、令和元年度の中に、この 5 年間の収支見通しをきちんと出しながら、改善策をこれだけやっていかなきゃならない。委員おっしゃるように、 5 億円だけでは足りないと思います、7 年後を考えたら。当然令和 7 年以降を考えた場合には、どんどんどんぐの財

政からいったら真っ赤っかの赤字になると思います。それを、今後同じようなペースで考えていかなきゃならないわけなんです。今、5年間の財政見通しを立て、何とか切り抜けようと。しかし、おっしゃるように、令和7年から、今度は7、8、9、10、11年という部分に、6年に最終的にはつくらなきゃならないと思っているんですけれども、これを達成するためには非常に苦しいと思います。だから、令和2年でもやっぱり財政の政策というものを2年の時点でも考えておかないかん。令和3年になっても5年先を考えていかなきゃならん。そういう手法をとりながら、まずは令和2年から始まる財政5カ年計画というものをつくり上げて、何とかやっぱりこの財政を持たせようというのがまず第一でございます。いろんな要件はあります。さっきおっしゃいましたマイナスの要件というのは、金のかかる要件というのは結構あります。SEAモデルにつきましても、今の現状では、どういう形で尾鷲市として負担をしなきゃならないかということについては、まだこれからの話です。

これについても新たに出てくると思います。令和2年令、令和3年、そのときにどうしていくのかという。確かに、今5億円の最低財政の収支改善目標としては、4億プラス1億円、5億円と言っていますけど、我々が令和元年度に、財政の改善目標額をどれぐらい打ち出せるかというような話にもなると思います。これが5億円であれば5億5,600万になるかもわからない、あるいは6億円になるかも、ちょっと今の状況では6億円になることというのはちょっと難しいんですけれども、とりあえず最低限の5億は達成すべく改善策を打ち出そうという形になっております。あくまでも令和6年度まで、これについての財政をもたせるということで、見通しとともに財政健全策を考えているというような状況でございます。

- ○三鬼(孝)委員長 奥田委員、今、市長答弁の中で……。ちょっとお待ちください。5カ年計画を3月前に出すということですが、集中的に一日かけてでもそういう5カ年計画ができた中で集中して審議いたしたいと思いますので、簡潔にお願いします。
- ○奥田委員 最後にちょっと簡潔に。

今の話を聞いていて、また3月にきちっと議論させていただくと思うんですけど、 市長の話を聞いていると、これからとか、いつもの問題を先送りするような話があって、どうするかとか、そういう根性論の話はわかるんですよ。今、そういう話を している場合じゃないんじゃないですか。現実的な議論を僕らはしたいわけですよ ね。その中で、5年で5億足らない、もっともっと僕は改善せなあかんと思うんで すけど、その中で、病院への繰り出しをふやすと 4 億 2,5 0 0 万限度やと思っていたんですよね。これから五十何床減らすという話もあって、1 床減らすと 7 5 万減るのかな、交付税がね。だから、5 0 床減らすと 3,7 5 0 万、今後どんどん減っていくわけですよね、年間。そういうこともありますから。

でも市長に最後に確認したいんですけれども、非常に厳しい財政状況であり、広域ごみ処理施設も入っていない、予算も、SEAモデルのことも入っていない状況の中でも相当厳しい中でも病院への繰出金は5億3,000万とか、5億3,500万とか、そういうのは、今後していくという考えでいるということだけちょっと確認させてください。いいですね。

○加藤市長 病院の新改革プランの中間報告の中に、新しい、要するに高度の技術を伴った器具を入れるという、そういうつもりで一応計画を立てております。

これはもう一つ先の話になるんですけれども、病院のほうにつきましても、今いろんな起債を起こしてやっているわけなんですけれども、一つの見通しとして、令和7年度に企業債の1億2,000万がなくなるということも踏まえた形の中で病院の改革はやっていて、私はここは一つのとりでだと思っていますので、ここだけはやっぱりきちんと、まず、病院のこれを変な形で持っていくということはできないと思います。だから、当初から申し上げたいと思いましたけど、尾鷲市にぎわいイコール、私は尾鷲総合病院の健全な運営だと思っておりますので、そのつもりで今回、病院改革プランの中でも、中間報告の中にこういう新機種を導入するということも加えさせていただいたというところでございます。

○三鬼(和)委員 一般質問で取り上げさせていただいたので、今回は、9月に 出したのが整合性がなかったもんで、出してきた書類にすぎないと思うんです。市 長ももうちょっと自覚してほしいのは、経常収支比率98ぐらいか。ですから、よ っぽどでないと、市長が俺は退職金は要らんとか何かと言っても足らない数字なん です、これ。

ですので、病院の思いとか、私どもは受けとめておるんですけど、5カ年計画を 出すと言ってから、それから見て施策の優先順位を決めていただいて言っていただ かないといと、前回のときもやらなくちゃいけないんです、やるんですと言いまし たけど、じゃ、何をやって、何を切るのかと。これも財政課長からすれば、市長が 言ったような形で組まざるを得ないけど、財政課長が政策優先を決めるわけじゃな い。副市長にも、今、市長が来る前に質問しましたけど、副市長が今決められる状 態じゃない中で、もう少しトータル的な長期展望を見ないといと、私は、1億円を つくること自体が大変だと思うのに、その先の話をしてもちょっと無理ですよ。

ここで経常収支比率が高いということは、何らか本当に血を部分をへずめなくちゃ、市長なんか、この前なんかも尾鷲節を見ておって、あれして、来年は35周年ですから、もっと1泊してとかといって、金額的にはふえる話に受け取ってしまうじゃないか、そんなもの無理ですから、見ておって、むしろやめるほうがいいのになと思ったぐらいです。やめるとか、極端な話ですよ。それぐらいせっぱ詰まった状態に本市はあるということを自覚して、5カ年計画のときに、きちっと方針を決めて、それを示してください。今回は、私は、9月分のときには整合性がなかったので、修正して事務方が出してきたとしか受けとめていないので、副市長に政策会議でどんな話をしておるのかと聞いただけの話ですので、そうしていただきたいと思います。余り病院のこととかこだわらないほうがいいと思います。

- ○三鬼(孝)委員長 答弁あります。
- ○三鬼(和)委員 いいです。
- ○野田委員 財政見通しということで、十分数字的にはないというんですか、これはこちらのほうで感じてとめおきたいんですけれども、その中で、歳入歳出というものがあるわけなんですけれども、これはペーパー上、こういうふうに出してもらっておるんですけれども、一つは、地方交付金については、多少なりとも上がっているんですが、国勢調査とか人口減少とか、そういう部分で……。さっき言った……。

(発言する者あり)

- ○野田委員 そうしたら、その後、その他のところとか、そういう部分については、各種交付金とかという部分は、同じ数字が列記されておるんやけれども、ここら辺はそのままですか。
- ○岩本財政課長 各種交付金の中でも、今年度の予算ベースで同じ数字を置いて あるところもありますし、地方交付金のように、制度的に変わってくるものがあり ますので、その辺は考慮した上で数字を計算しております。
- ○野田委員 この数字はこの数字として、今後大事なことは、皆さん言っていますけれども、例えば歳出のベースをどのように削減するのかとか、歳入の部分はどのようにしてふやす部分があるのかとか、そこら辺は庁内でもっと議論していただいて、やっていると思うんですけれども、どの部分がもっと削ることができるのかとか、義務的経費のところで最初の見通しよりもふえていますけれども、ここら辺のところの削減部分は、どのようにすること……。これは前回の見通しはふえてい

ます。そういうところの、血の通ったコミュニケーションというか、議論をしていかないと、この数字でこうなんですよだけでは、経営というか、維持努力というのか、そういうものが見えてこない状態ではちょっと話にならないのかなと思いますので、その点、市長、いかがですか。

- ○加藤市長 この数字は、あくまでも見通し数字なんですよね。見通し数であるから、今後はシミュレーションしていったら、こうなるであろうという数字を言った部分が、結果的に4億マイナスであり、病院改革の5億なんでね。当然のことながら、これは要するに見通しの数字なんです。見通しに対して、我々はどういう対策を打つかということを、今、この4月からずっと議論しているわけなんですよね。その中で、まずこういうことをやっていくとすれば、最低5億円かかるなと。5億円の改善策については、3月までについてお示しさせていただくということ言っているんです。血の通った云々どうのこうのというのは、我々必死になって考えていますよ、ほんまに。だから、議論はずっとやっていますよ。本当にしょっちゅう。こんな場合はどうなるのか、痛みの伴うようなこともやろうとしていますよ。その辺の状況というのは御理解いただきたいと私自身は思っております。
- ○野田委員 私、そういうこと言っているわけじゃないんですよ。要は、この数字は、5年間で5億が足らなくなるということの中で、数字は数字でわかるんですわ。そうしたら、その中で、ここに今後提案とか見通しを出すのであれば、こういうところがこういう形でカットしたよと、僕はコストカッター、そこら辺を十分、3月に出すというけれども、今の3カ月の中で、どれだけできるかという疑問だから、そこら辺に集中的に議論するなり、きちっとした横もつながりでやっていかんとできませんよということを言いたいだけです。

以上です。

- ○加藤市長 正直申しまして、今現在、こういう形で一般財源ベースで収支見通しを5カ年立てたら、こういう数字が出たんだと、見通しなんですよね。何も考えなくていいんですよ、シミュレーションなんですよ。これを、4億円をまず改善するために、我々としてはひっちゃけになってやっていると。横の関係も縦の関係も全てやっています。痛みを伴うようなこともやらなきゃならないかということも議論しています。そういうことでもって、財政政策については、3月までにお示しさせていただくという話なんですね。それに病院の話が加わったという話です。
- ○南委員 本当に財政見通しというのは、市長は考えんでもええというのはどういう意味で言ったか、僕はそんなに深い意味じゃないと思ったんですけれども、や

はり尾鷲の財政というのは、本当に真剣に、グローバルに考えていかないかんということで、今、三鬼和昭さんが言われたように、今回の見通しは、差し当たって病院との整合性を保っていただいたという、本当の財政見通しで僕も理解しておるんですけれども、細かい話は、時間的な問題で、また後日の委員会で僕はしていただきたいんですけれども、最後のページの財政調整基金の見直しとあるでしょう、財政課長。

果たして、当初で2億2,000万程度で、来年度、僕は予算を組めるのかなと、本当に率直な思いがするんですけれども、こういった12月において、幾ら見込みといえども取り崩しの額の数値を上げたということは、果たして僕は、四、五億取り崩さな組みにくいんじゃないかなというような気持ちがするんですけど、あとは減債基金なり、1億積んでの予算なんですけれども、そういった意味で、見通しとして本当に大丈夫ですか。財調の繰り出し、そこだけでも確認。

- ○岩本財政課長 現時点で、過去の財政調整基金の動きとかを鑑みると数字が出てくるんですけれども、今、当初予算編成をしている中で、取り崩し額が本当に2億2,500万でええのかどうかということが出てくると思うんですけどね。これはなるべく近い数字になるように努力はしたいというふうには思いますけれども、変わってくる可能性はあると思います。
- 〇三鬼(孝)委員長 市長、5カ年計画について言いますけれども、3月のいつ ごろ完成するんですか。その時点で5カ年計画を当委員会で集中して審議をしたい と思いますので。
- ○加藤市長 定例会の前に行政常任委員会なり何なり開いていただかなきゃならないケースも出てくると思います。我々としては、極力、今大体煮詰まっておりますので、我々執行部としての5カ年計画の見通しに伴う対策ということをどうするのかということについては、早目にあれしたいと。

ですから、いつどうのこうのというのはまだお約束できませんけれども、定例会前に行政常任委員会を開いていただくべく、我々としても2カ月あるのか、3カ月以内なのかということは、必死になって、今回については財政再建対策というものを講じていきたいと思っております。

○三鬼(孝)委員長 よろしくお願いします。

これで財政課の審査を終わります。5分休憩します。

(休憩 午前11時12分)

○三鬼(孝)委員長 再開します。

総務課に係る議案第72号、議案第73号、議案第78号、議案第95号の3議 案の審査を行います。

それでは、72号、73号、78号を一括して説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、今定例会に提出しております議案について、行政常任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案第72号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、28ページの議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、会計年度任用職員の創設に伴う条例の制定と関係条例の一部改正でありますので、あわせて別紙資料にて御説明いたします。

資料の1ページをごらん願います。

法改正の趣旨ですが、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員について任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付費の規定を整備するものであります。

表題2番目の課題にありますように、本来、特別職非常勤職員は、労働者性の小さい専門性の高いものが任用されるべきであり、臨時的に任用されるはずの臨時的任用職員について、他の自治体では再度の任用が繰り返されていたため、今回の法改正により、特別職非常勤と臨時的任用職員の任用の厳格化に加え、会計年度任用職員の創設を図るものとなりました。

次のページは、特別職非常勤職員の任用の厳格化を規定するもので、先ほど御説明しましたように、学識経験者等に基づく非常勤の職員で、選挙管理委員や学校医、各種委員会の委員がこれに該当します。本市で言えば、林町会館の館長やバディホスピタル医師等が除外されることから、関係条例の一部を改正するものであります。次のページは、臨時的任用職員の任用の厳格化を規定するもので、常勤職員に欠員が生じた場合、常勤職員と同等の業務に従事する者を指します。例えば保健婦のような専門職に欠員が生じた場合、新たに保健婦を雇いまして、同等の仕事をさせるということですが、本市においては、このような任用はちょっと困難な状況になっております。

次のページの会計年度任用職員の創設につきましては、9月定例会の行政常任委員会で地方公務員法及び地方自治法改正の概要、会計年度任用職員制度の明確化及び給付規定について御説明させていただきましたが、今回の条例制定に当たり、フルタイムの会計年度任用職員及びパートタイムの会計年度任用職員の定義、給与及び費用弁償、給料表を規定するものでございます。

詳細につきましては、補佐のほうから御説明させていただきます。

○高浜総務課長補佐兼係長 それでは、説明させていただきます。一部 9 月議会 と説明が重複いたしますが、説明させていただきます。

会計年度任用職員は、ごらんのとおり、常勤職員と同様の勤務時間をフルタイム、 それ以外の勤務時間をパートタイムと呼び、その2種類となります。フルタイム職員は、正規職員同様に給料という科目になります。パートタイム職員は、特別職非常勤と同様に報酬、また、通勤手当等に関しましては費用弁償という科目となります。この制度に伴い、これまで賃金という科目がありましたが、廃止となります。

本市では、このパートタイムを基本で運用していくことと考えております。

それでは、次のページになりますが、フルタイム、パートタイム、いずれにしましても、任期は会計年度末となります。新年度での任用は、職を改めて整理し、原則競争試験による公募となりますが、制度上では、任期ごとの能力実習に基づき、再度任用も可能となっております。

下段の表では、正規職員と同様に、会計年度任用職員も服務に関する規定が適用 されることとなります。ただし、パートタイム職員は、営利企業の従事の制限が、 いわゆる兼業が制限がなくなりますので、副業が可能ということになります。

次のページ、お願いします。

会計年度任用職員の給料表となります。9月議会では事務補助員を例に説明をさせていただきましたが、職種ごとの給料表では、1、事務補助員等が使用する給料表が事務補助員等給料表、2、廃棄物作業員等が使用するのが業務補助員給料表、3、病院の医療技術職が使用するのが医療職(医療技術者)給料表で、4、病院の看護師等が使用するのが医療職(看護師)等給料表で、5、病院の看護補助員等が使用するのが看護補助員と給料表の5種類となっております。

次のページにもまたがりますが、事務補助員等給料表が、正規職員と同様に国家 公務員給料表1、業務補助員等給料表は、国の行政職給料表2、医療職、医療技術 者と看護師等の二つの給料表は、正規職員と同様に国の医療職給料表、看護補助員 等の給料表は、同職種の国の福祉職給料表をもとにつくっております。 表中にありますように、基礎号給は、その職種の正規職員と同様の初任給を設定しており、上限号給は、会計年度任用職員としての職務、職責に応じて設定しており、国からの通知によりますように同一労働、同一賃金になるよう設定しております。

7ページの一番下の表にありますように、この制度により、会計年度任用職員に 期末手当を支給することとなり、本市では正規職員と同様の支給率となっておりま す。

次のページでは、休暇の制度を一部抜粋で掲載しております。これまで本市の臨時職員の制度と大きく違う点は、病気休暇の取得可能日数と有給、無給の区分でございますが、この休暇の制度は、国の会計年度任用職員と同様に設定しております。次のページ、会計年度任用職員の創設により、雇用形態の変更が伴うことによって、市の施設の窓口業務の影響のある施設でございますが、こちらは後ほど課長のほうから説明させていただきます。

次、10ページをお願いします。

会計年度任用職員の創設により説明いたしました給料表を提供した場合の予算規模のシミュレーションでございます。あくまでも前提条件として、現在の臨時職員がそのまま採用され続けた場合、人数が今の現状の人数で増減がない場合、給料表と人事院勧告等により改定をしなかった場合等の条件のもとでのシミュレーションでございますが、来年度と会計年度任用職員が最高号給に至った場合を想定した表でございます。

私からの説明は以上でございます。

○下村総務課長 続きまして、58ページの議案第78号、尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、本年5月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことにより、投票所経費等の基準額が改定されたもので、同法14条と同額に定められている投票立会人、開票立会人、投票管理者、開票管理者の日額報酬を100円から200円引き上げるものであります。

以上で、議案第72号及び議案第73号並びに議案第78号の御説明を終わらせていただきます。

- ○三鬼(孝)委員長 ただいま総務課長、補佐から議案第3号につきまして説明 ありましたけど、御質疑ある方は御発言願います。
- ○小川委員 フルタイムとパート、大体どれが、職種、パートのほうが少ないと

思うんですけど、どっちがどれぐらいになるんですか、割合というか。

- ○下村総務課長 事務職員については全てパートとなります。
- ○三鬼(孝)委員長 小川委員、よろしい。
- ○南委員 議案第72号の、今の任用のほうなんですけれども、参考までに9ページの、例えばコミュニティーセンターの職員なんかは、時間が1時間程度短くなるということなんですけれども、今の説明でいくと、6カ月以上はボーナスの対象者になるんですか、センターの職員もね。ただ、今の全体的な予算費用の中で、市長部局のほうでも、移行にしても若干金額的にはトータルが上がるんですけれども、コミュニティの職員に対しての報酬額というのは、現在よりは若干上がるものと理解してええんですか、今の説明でいくと、具体的に。
- ○下村総務課長 勤務年数もありますので、経歴を見させていただくと、例えば 来年4月、新たに採用された会計年度任用職員でありますと、今年度の年収ベース でいきますと下がりますけど、既に3年以上勤めておって、来年が4年目等になる 方については、今年度よりは年収が上がるという形になります。
- ○南委員 今フルタイムと、パートタイムの方で、事務職の方は全てパートタイム任用でいく。フルのほうは技術的なものを持っている方かなということであるんですけれども、例えば教育委員会はともかく、病院との整合性ですね。病院もパート職員で再任用される方もおるやろうし、また、フルタイムというようなことで、そこら辺の整合性だけは、しっかりお互い同じような条件で採用できるような体制は恐らく築いていただくと思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか、企業会計との。
- ○下村総務課長 一般事務職は全て同じにさせていただきたいと思っております。 ただ、どうしても開館時間等、例えば図書館なんかは7時間勤務というような感 じで人数の制限もありますので、図書館の開館時間のこともありますので、7時間 というようなところもございますが、通常の本町やコミュニティーセンターのよう な一般事務職の場合は、6時間勤務で統一させていただきたいと思っております。
- ○三鬼(和)委員 確認ですけど、パートの場合でも勤続年数というか、これに よってボーナスなり変わってくるわけじゃないですか。身分的には、契約としては、 パートの人というのは1年契約なんですか、どうなんですか、その辺は。
- ○下村総務課長 会計年度でいかせていただきたいと。現在の本市の、いわゆる 臨時職員の方も1年更新という形は同じですので、そういう形。ただ、今回、人事 評価の対象にもなりますので、当然人事評価を見ながら、今までのように作文を書

いていただいて、また、パソコンのテストをしていただいてというようなことをある程度、若干省けるんではないかなとは思っております。

○三鬼(和)委員 形態というか、契約社員みたいな形だとは思うんですけど。 それで、1年契約ですけど、勤続というのも、それは大丈夫なんですか、法的に。 そういった給料体系であるとか身分。

それともう一点、今言いましたように、何年もしておる人であっても1年ずつ契約更改に、それなりに面談なり何なりというのもしながら、適切か適切でないかということを踏まえてやられるということですね。改めて制度が変わるということで確認したいと思います。

- ○高浜総務課長補佐兼係長 まず、年々上がっていくのに、契約としては単一年度で年々上がってくるのはどうなのかという御質問なんですけど、年々上がっていくというのは、よく通称で昇給とは言うんですけど、我々のほうでも会話の中では昇給と呼んでしまうんですけど、厳密には前歴換算、会計年度任用職員として何年勤務の経験があるかを加算するということで毎年上がっていくと。それが最高で5年ですよという、換算をするという、加算をするということで、あくまでも前歴換算として年々上がっていくということになっています。
- ○三鬼(和)委員 もう一点は、1回採用されても、毎年、資格というのか、成績なり人物評価なりはしながら、翌年採用するか、それか同じ条件でやられるんですか。今、課長からは、経験の分だけは審査のときも要らないであろうと言ったんやけど、その辺の判断か。仕事がない中で、そういう仕事につきたいという若い人がおればということもあろうかと思うし、また、ちょっと前までは、若い人を募集しても集まってこないというのもあったんですけど、そういったものも明確にしておくべきだと思うんですけど、いかがですか。
- ○高浜総務課長補佐兼係長 次年度への任用に関しましては、原則、公募で競争 試験ということは国からも言われています。ただし、人事評価等することによって、 2回までは任用は可能ということは伺ってはおるんですけど、尾鷲市がそれを人事 評価として、再度の任用を適用していくのかどうなのかは今検討中でございまして、 原則、公募による競争試験を毎年度行っていきたいという基本方針ではおるつもり です。
- ○三鬼(孝)委員長 他によろしい。
- ○奥田委員 さっき南委員もちょっと触れていましたけど、9ページのコミュニ ティーセンターと図書館の開庁時間が変わるじゃないですか。例えばコミュニティ

ーセンターやと8時半から17時15分が9時から16時、図書館も9時から19時が9時半から19時と。この辺のところというのは、市民サービスの低下にはなると思うんやけれども、その辺はどうなんですか。特にコミュニティーセンターなんか、地区の方とかの話とか、どうなっているのか。

○下村総務課長 それでは、その件に関しては後でということでしたんですけど、正規職員がいないコミュニティーセンターについては、開庁時間の短縮を検討しておるということで、今お話させていただきましたが、このことにつきましては、資料にありますように、本年1月から3月まで、各出張所及びコミュニティーセンターの開館後1時間、閉館前1時間の来庁者数の集計を行ったところ、ごらんのように、開庁後1時間の1日当たりの来庁者数は平均で1.07人、閉館前1時間では0.40人という数字になっており、各コミュニティーセンターの主事や区長さん方、また、運営委員さんや利用者の方と協議させていただいた中で、講座等においても午後3時ごろには終了するため、周知期間を設ければ利用者にも理解が得られるのではないかというようなお話をさせていただいております。

また、休日及び夜間等コミュニティーセンターの利用については、従前どおり午前8時半から午後9時までの利用が可能となっておりますが、午前8時半からの利用はほとんどなく、仮に利用がある場合は、時差出勤や時間外勤務での対応とさせていただきます。

特に、コミュニティーセンターの場合は地区のほうでの鍵の管理をしていただいておると。例えば夜7時から9時までの使用等については、利用される方が自分で鍵をあけてやっておるというふうなことを聞いておりますので、従前からコミュニティーセンターの主事さんも、夜間の出勤はしていないというふうに聞いております。

また同様に、図書館におきましては、司書3人と事務補助員1名が全て会計年度 任用職員に移行することから、祝日も開館している現在の開館時間を維持するため には人員が不足するということで、そのため、利用時間や利用状況の調査を実施し、 開館時間を短縮しても影響はごくわずかと考えられるため、開館時間を30分遅く 閉館する方向で調整させていただいております。

○奥田委員 そうしたら、コミュニティーセンターのほうはわかりました。図書館のほうですけど、これ、加藤市長になってからですかね、夜間19時まで延長したのは。これを今残すけれども、今後、9時開館だったものを9時半にするということなんですけど、その辺は市民的にはどうなのかな。夜ってどうなんですか、図

書館へ来ている方、利用料はどうなんですかね。

- ○下村総務課長 ある程度、限られた人が午前中来るということもあるんですが、 図書館のほうでどちらのほうにスライドするほうがええかという確認をとったとこ ろ、この時間帯であれば別段影響はないというような返事をいただいております。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○小川委員 ちょっと笑われるかわかりませんけど、薬剤師とか看護師さんとか 放射線技師とか、今までの考えですと、正規職員じゃなしに臨時職という形なんで すか。一年一年契約されるんですか。
- ○高浜総務課長補佐兼係長 それは、どのような形態で病院側が募集するかであって、正規職員はこれまでどおり募集するかと思いますけど、あくまでも1年間だけ欲しいとかいう形で、パートタイム、フルタイムを希望する場合は、会計年度任用職員を募集するでしょうし、退職による退職者補充とかを考えるんでしたら、正規職員をそのまま今までどおり募集すると。それは病院のこれからの人事のあり方によって運用は変わってくるかと思います。
- ○小川委員 正規にするか、これにするかというのは二通りあるということなんですね、病院の採用の仕方によって。
- ○高浜総務課長補佐兼係長 そういうことになるかと思います。病院側がどうい う人材を張りつけていくかということになるかと思います。
- ○三鬼(孝)委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案72号、73号、78号 の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第95号の説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算 (第6号)の議決についてのうち、人件費及び総務課に係る補正予算について、行 政常任委員会進行表に基づき御説明させていただきます。

予算書の12、13ページをごらん願います。

歳入ですが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金239 万1,000円の追加であります。

これは、国と自治体をつなぐ中間サーバーの維持負担金が当初予算の歳出で御説明させていただきましたとおり、国のシステム機器更新により、前年度と比較すると355万5,000円増額となりましたが、今回、その整備費に対する総務省補

助金の交付決定があったものであります。

次のページ、20款諸収入、5項雑入、1目雑入1,987万1,000円の減額 補正のうち、総務課分といたしましては、2節総務費雑入6,000円の減額であります。これは、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の共済費が減額となったものであります。

次に、歳出ですが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、先ほどお配りしましたA3の資料にて御説明させていただきます。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期高齢会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

表内、職員数の増減は、退職者数と採用職員数の増減であります。

まず、給料で894万1,000円の減額補正ですが、これは職員の減員や早期 退職及び休職等による減額であります。

特別会計の補正は、人事異動に伴う増額であります。

次に、職員手当の主なものといたしましては、期末勤勉手当が499万3,000円の減額補正となりますが、時間外手当が560万円の増額補正となります。時間外手当の主なものは、一般管理費では、台風や大雨による各避難所への職員配置に伴う増、税務費では、申告から賦課までの期間が短期間であり、事前準備もできないため、時間外での対応となるものであります。社会教育費及び体育館費の増額は、子育て関係のイベント事業、国体用具及び体育協会に関する業務の増加によるものであります。幼稚園費のほうについても、三木幼稚園の閉園に伴う記念誌等の作成等に係る時間外と聞いております。

特別会計の補正は、保険料の見直しや保険者努力支援制度推進に関する業務量の 増であります。時間外手当の補正額につきましては、前年度と比較しますと35% 程度の減額となっており、各課協力による時差出勤の成果が出ているものと思われ ます。今後も引き続き時間外勤務の抑制に努めてまいります。

次に、退職金142万1,000円の減額補正は、定年退職者2名が定年を待たず年度途中で退職したことによる減額であります。

次に、共済費523万5,000円の減額補正は、厚生年金及び経過的長期給付の追加費用の引き下げに伴う減額補正であります。

なお、本委員会所管の補正予算の中で、人件費については、総務課において一括 して予算計上していますので、各課における人件費の説明につきましては割愛させ ていただきます。 次に、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明いたします。 予算書に戻っていただき、16、17ページをごらん願います。

2 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額9億381万5,000円に対し、4,078万6,000円を増額補正し、予算現額を9億4,460万1,000円とするもので、財源内訳は社会保障・税番号システム整備費補助金が239万1,000円の増額となり、雑入の派遣職員人件費が6,000円の減額で、その他が一般財源となります。

補正の内訳といたしましては、18、19ページの情報化推進事業の13節委託料3万6,000円の減額補正であります。これは来年度より臨時職員が会計年度任用職員に移行されることに伴い、7節賃金の科目がなくなることによる財務会計システム改修業務委託料が165万円の増額となるものの、番号制度対応システム改修委託料のうち、福祉保健課分が補助金の対象となることから155万1,000円の減額、直営となったアクアステーションのシステム追加委託料が精査により13万5,000円の減額となります。

次に、臨時職員経費の4節共済費53万6,000円、7節賃金29万円の減額 補正は、年度途中の退職と代替採用のタイムラグなどにより当初見込みを下回った ものであります。

6ページに戻っていただきます。

債務負担行為補正ですが、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担 行為を設定するもので、総務課分といたしましては、一番上の公用車集中管理業務、 25台の集中管理業務でございまして、これ1件で、期間、限度額は、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていた だきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇三鬼(孝)委員長 議案第95号の説明を終わりましたので、御質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

- ○楠委員 先日、免職になった職員の関係はここには反映はされないんでしょう か。
- ○下村総務課長 免職のときには、もう補正を提出しておりましたので。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○奥田委員 定年退職の方が2名もう退職されたということなんですかね。

- ○下村総務課長 5月末で1名、あと1月末で1名聞いております。
- ○奥田委員 一部地元紙で8名退職というのが出ていました。あの8名というの はどういうふうなんですか。
- ○下村総務課長 先日、奥田委員さんに尋ねられて、私も新聞を見ていなかった ので、確認しましたところ、定年退職と休職者、病気休職で8名と。ことしの定年 退職は5名なんです。それと、病気休職で休んでおると。
- ○奥田委員 そうしたら、退職者は5名ということですか。
- ○下村総務課長 先ほど申し上げましたように、定年退職者は5名と。
- ○三鬼(孝)委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、これで議案の審査を終了いたします。 その他、報告事項は。 よろしい。

(発言する者あり)

- ○髙村委員 選挙のときの立会人なんか、公募をしたらええと思うんですよ。そして、多ければ審査をして決めていただいて、見によるといと、いつも一緒の人ばっかりやもんで、公平性から見ると……。
- ○南委員 投票所のほう、市役所のほう。
- ○髙村委員 投票所とか、そういうのの公募をしていただいたらいいと思います けど、どうでしょうか。
- ○三鬼(孝)委員長 投票の立会人の件。
- ○下村総務課長 公募をされて、また面接を行うというんじゃなしに、区長さんの推薦とか、明るい選挙推進委員さんに交代でお願いしておるようなのが現状であります。特に、各投票所の当日の立会人さんについては、地元の方に出ていただいておるということで、逆に委員さんからの推薦であれば、高齢化になってきておりますので、推薦であれば信頼できる方ということで、やっぱり拘束時間が長いですので、信頼できる方に投票立会人になっていただきたいということもありますので、委員さんの紹介であれば信用できる方ということで、その地区の立会人になっていただく。
- ○南委員 ごめんなさい、関連の関連ということで、今の投票所の話になったものですから、僕のところは、向かい側のコミュニティのほうでやっておるんやけれども、ふれあいセンターのほうがバリアフリーなんですわ、みんな。靴も脱がんで

もええし、ぜひともふれあいセンターのほうが僕は便利的にもいいんじゃないかな と思うんやが、お願いします。要望。

- ○下村総務課長 随分前に南委員さんに言われて、向井の区長さんに相談はさせ ていただいておるんですが、なかなか御返事いただけない。
- 〇三鬼(孝)委員長 これで委員会を閉じます。午後は1時15分から再開します。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時11分)

○三鬼(孝)委員長 それでは、委員会を再開します。 政策調整課に係る議案第95号の審査に入ります。 説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

当課からは、第6号補正予算に係る分と報告2件について御説明いたします。よ ろしくお願いいたします。

それでは、最初に、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号) の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書と 政策調整課の資料により御説明申し上げます。

最初に、歳入について御説明申し上げます。

補正予算書及び予算説明書の14、15ページをごらんください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金、補正前の額165万7,000円に対し、75万円を追加し、合計240万7,000円とするもので、当課に係るものは、説明欄の三重県移住支援事業補助金75万円の追加でございます。

次に、歳出を御説明いたします。

同じく予算説明書の18、19ページを通知させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正前の額1億1,033万5,00 0円に対し、補正額100万円を追加し、合計額1億1,133万5,000円とす るものでございます。財源は、県支出金が75万円、一般財源が25万円でござい ます。これは、定住移住促進事業の19節負担金、補助及び交付金、尾鷲市移住支 援事業補助金で100万円を計上させていただいております。 この事業内容につきましては、委員会資料の1ページにて御説明を申し上げます。 通知させていただきます。

この事業につきましては、首都圏から本市への移住に係る一時的な経済負担を軽減することで、本市への移住促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とするものでございます。

事業概要といたしましては、5年以上、東京23区に在住していた方、または、5年以上、東京圏に在住し、東京23区に通勤していた方が本市へ移住し、三重県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した事業者に就業し、就業先の法人に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している人を対象に移住する市町から移住支援事業補助金を給付するものでございます。事業費は100万円、補助金等につきましては、県支出金が75万円の財源となっております。

次に、補正予算書及び予算説明書の6ページに戻っていただきまして、第2表の 債務負担行為補正を御説明申し上げます。通知いたします。

今回は、当課に係る部分が第2表の2行目、尾鷲市コミュニティバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託は、限度額の上限を3,606万7,000円とするものでございます。また、3行目の尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料は、限度額の上限を1,904万6,000円とするものであります。こちらにつきましては指定管理制度を活用するものであり、来年1月に公募を行い、仮協定を締結した後、令和2年第1回定例会に議案上程をさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料の2ページを通知させていただきます。

先ほどの債務負担行為の明細でございます。

コミュニティバスに係る積算根拠といたしましては、八鬼山線及びハラソ線につきましては、①運行費用4,529万7,000円から利用料金収入見込み額921万2,000円と国庫補助金見込み額329万7,000円を差し引いた3,606万7,000円を限度額としております。

また、尾鷲地区、須賀利地区につきましては、運行費用1,928万5,000円から利用料金収入見込み額197万1,000円を差し引いた1,904万6,000円を限度額としております。

なお、国庫補助額につきましては、八鬼山及びハラソ線は事業者へ直接交付され、 尾鷲地区及び須賀利地区のほうは、別途市のほうへ歳入されることとなっております。 以上で、政策調整課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審 議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

〇三鬼(孝)委員長 政策調整課に係る議案第95号の説明が終わりましたので、 質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、御発言願います。

- ○三鬼(和)委員 先ほどの定住移住の補助金なんですけど、東京区内というのかな、住んでいた方というんですけど、これはそういった方から定住移住を望んでおるので補助金にしたんですか。それともこういったところに住まわれておる人に定住移住を促進するのにこういった補助金制度を掲げているのか、どっちなんですか、目的は。
- ○三鬼政策調整課長 この事業の本来の目的は、東京一極集中を是正する流れと、 地方へ有望な人材を引き入れて、そこでいろんな事業活動していただくことを目的 としておりますので、そういう方向で設立されました。
- ○三鬼(和)委員 あと、定住移住をうちらとしても望むという形があると、最 近SNSを見ておると、隣の紀北町へ引っ越してきた若い御家族なんかは、旦那さ んが釣りを好きというのがあって、働くとこもあったらという形で住まわれておる とか、それから、テレビで見ておるといと、若い人たちが古民家というのかな、そ ういったのを自分たちで改造したりとか、仲間で改造して、そういったところの生 活観というのでよくテレビを見るんやけど、そういった場合、自治体とか、市とし ては、そういったこともアピールするような形の、当然仕事場もそうなんですけど、 それも含めて、ここから通勤するとかも含めてでも、IT産業の方やったら、サテ ライト事業所的なものでもええんやけど、戦略的にうちも発信というのかな、こう いった形で尾鷲市へ住みませんかと言うとか、そういったところを本市はちょっと 足らないんじゃないかなと思うんですけど、弱いんじゃないかなと思う。ほかのい ろいろ取り上げておるのを見ると、確かに三重県内としては定住移住で、元森林組 合の中にあって会社もつくってくれたりとか、どういう店をしたいとかといって、 関心とかが多いのは多いんですけど、そういった意味で、もう少し本格的な戦略を するんやったら、この辺も強化していく。ほかの議員からも、サテライト事業所で の誘致というのは前からでも一般質問なんかも大分出ておるんやけど、もう少し戦 略的にやるべきじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。
- ○三鬼政策調整課長 移住、定住につきましては、尾鷲暮らしサポートセンター を中心に地域おこし協力隊、またOBが積極的に、うちも地域創生係が担当してお

りますが、やはりそういう人材を求めるに当たって、先ほど言われたリモートワークであるとか、地方でもいろんなお仕事ができて、そこに魅力を感じで住んでいただくという、そういうPRは非常に大事なことと捉えておりますので、定期的には、東京首都圏や関西等も含めて、いろんな形でそういう場がありますので、そこへ職員も出向いて、尾鷲暮らしサポートセンターや地域おこし協力隊の協力も得ながら、ブースを設けさせていただいて、いろんな形で御説明会もさせていただいておりますので、なお一層、もっと効果が上がるように取り組むことも考えております。

- ○三鬼(和)委員 小川委員かな、同僚議員でも、ふるさと納税でももう少し地元の特徴をPRするようなものを売り出すものがあるんじゃないかということをふるさと納税でも言っておるし、定住移住でも、たくさんいいものがあるのに、熊野古道だけじゃなしに、ほかにももっといいものがあるのに、住みやすいまちとか、そういったことも、住みやすいというのもちょっとあれかわからんけど、それも含めて、もうちょっと足らないんじゃないかなあと。まだまだ攻められるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の強化についてはどうなんですか。
- ○西村政策調整課主幹兼係長 先ほど三鬼委員がおっしゃったように、SNSを通じた情報発信は必要だと私たちも痛感しております。先ほど言われておった田舎での暮らし、体験というのをSNSを通じて見せていったほうがよいという話があったんですが、うちの場合ですと、長期の体験住宅宮嘉や短期の体験住宅ソワイでの生活を、こちらに来ていただいて、体験生活をしていただく方々からの情報発信というのを今現在やっております。

委員さんがおっしゃったようなふるさと納税に対しても、見せ方の問題がやっぱ り今は大事になってきていると思いますので、今後はそちらの部分を特に強化しな がら情報発信に努めたいと考えております。

- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○小川委員 ちょっと関連しまして、移住、定住促進をよくやっておりますけど、それだけに力を入れるんじゃなくて、来てもらった人の、先ほど宮嘉に来てもらったとか、そういう人と関係を深くして、関係人口というのをふやしていって、関係を深くしていって、それのが将来の移住につながるんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えは、2地域居住というのをまずとっていって、そこから関係人口を濃くしていくという方法もあるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょう。
- ○三鬼政策調整課長 定住移住の一つの今後の方向性の中において、関係人口の

拡大が非常にクローズアップされております。やはり訪れていただいて、一度や二度でなかなか移住、定住を決める方は少ないと思われますし、例えばふるさと納税で来ていただくようなことの提供をしたり、そういう中で、先ほど担当係長も申し上げましたが、移住体験とか、そういうイベント等に来ていただいたことから、そこの魅力をさらに知っていただくということも含めて、今おっしゃられたことも含めて、都市部に出向いてでも、そういう関係性をPRしたいと思っています。

- ○野田委員 二つほど、今の質問に関連するんですけど、これ、東京23区ということですので、読んで字のごとく、ここの地区を対象にということですよね。ほかの例外的な部分というのはあるんかどうかという。
- ○三鬼政策調整課長 二つ条件がございまして、23区にお住まいの方、あと東京圏といいますと、東京、埼玉、神奈川、千葉県にお住まいで、東京23区に通勤している方、この2点のいずれかに限定されております。
- ○野田委員 就業先が決定というか、そういう対象者の方というのは、ある程度 見込まれているんですか、ちょっと言い方おかしいですけれども、どうですか。
- ○三鬼政策調整課長 この対象となるのが、三重県が指定したマッチングサイト に登録された事業者に就業することが条件となっておりまして、そこに就業してか ら3カ月以上1年以内に申請いただくこととなっておりまして、現在、まだ見込ま れている申請者の情報はございません。
- ○野田委員 ということは、例えば尾鷲市出身者で東京のほうに5年以上していて、またこちらのほうで起業したいというような方も対象と考えてよろしいんですか。こちらで起業というか、こちらのほうで仕事につかれるという場合は。
- ○三鬼政策調整課長 現在、尾鷲市内でマッチングサイトに登録されている事業者は残念ながらまだいなくて、商工会議所を通じて、今進めているところでございますが、そういうところに、例えば紀北町には今1件ございまして、尾鷲にお住まいで、そちらへ勤められた方には該当する要件を満たしますので、この申請の対象となります。
- ○野田委員 コミュニティバスの件でちょっと私も聞き調べていないものですから、収入の部分で、利用料金収入見込み額921万2,000円という部分があるんですけれども、あと下の分は197万1,000円、この利用率のほうは、前回というか、去年とか、そういう部分に比べてどのように変化というか、増減があるのか、教えていただければと思います。
- ○森本政策調整課長補佐兼係長 こちらのほうの見込みに関しては、昨年の10

月からことしの9月までの実績をもとに算出したものを使用させていただいております。それに人口減、いわゆる自然減のほうを見込みさせていただきまして、95%という形をとり、5%減を入れさせていただいて、算出させていただいております。

30年度の実績でございますが、1,044万1,834円が30年度の実績でございます。八鬼山線、ハラソ線でございます。尾鷲地区、須賀利地区に関しては、220万5,315円が実績でございます。

- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○奥田委員 移住支援事業の補助金について、1点だけ確認したいんですけど、間き漏らしたかもしれませんけど、これは100万円の事業費で、75万円が三重県のほうから出してもらうと。25万円が一般財源ということですけど、これは何人分なんですか。
- ○三鬼政策調整課長 この100万円は、1世帯分でございまして、単身で来られた方は60万円が上限となっております。ですので、今回は、本年度補正予算としては、1件分をまず計上させていただきました。1世帯分ですね。
- ○奥田委員 そうすると、1世帯分ですね。すると、今回補正ということは、3 カ月以上いてということで、それからの申請ということをさっき言われていました よね。今年度というと、あと残り少ないじゃないですか。今のところ、県のマッチ ングサイトに掲載されたところじゃないとだめなんですよね。そこに就職と。とい うことは、可能性としてはどんなんですか。もう時間も余りないような気がするん ですけど、今年度。
- ○西村政策調整課主幹兼係長 奥田委員さんおっしゃるように、サイト自体が、 既に県でマッチングサイトは運営が開始しておりまして、紀北町で1件、もう既に 事業者登録をされている事業所があるわけなんです。ですから、もう既に事業者登録されてからこちらに移住している方がいないとは限りませんもんで、ぎりぎりも し間に合う可能性の方もおられるということで、補正予算を上げさせていただきま した。
- ○奥田委員 そうすると、例えば今年度初めぐらいに移住してきておって、マッチングサイトに今の時期に登録者したところも対象になるということなんですか。登録してから就職ですよね。それからではだめだと思いますけど。
- ○三鬼政策調整課長 登録された事業所が登録してからの就職を対象としていま すので、例えば今月予算が認められて、12月末とかに就業された場合、3月末に

は権利が発生しますので、それで申請を受け付けるのが最短の一つの想定でございます。

○三鬼(孝)委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、報告事項に入ります。
- ○三鬼政策調整課長 それでは、資料3の地方創生総合戦略及び推進交付金の効果の検証についての報告ですが、事業担当課の同席をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、資料3について御説明申し上げます。

平成27年10月に策定しました尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、効果的な推進を図るため、別紙の令和元年度版尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証シートのとおり、庁内において進捗状況を整理し、その後、外部有識者の方々で構成されます地方創生会議において意見を取りまとめさせていただきましたので、本日は、別紙の資料に基づいて説明をさせていただきます。

また、昨年度実施しました地方創生推進交付金を活用した事業についても、地方 創生推進交付金に係る事業評価シートに取りまとめさせていただきましたので、こ ちらもあわせて、担当補佐より御説明申し上げます。

○森本政策調整課長補佐兼係長 それでは、資料に基づき説明させていただきます。

4ページのほうをごらんください。

こちらは、令和元年度尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦争総合戦略検証シートとして、総合戦略の基本目標ごとに整理させていただいております。

まず、基本目標1、安定した雇用を創出するでございます。

最上段に施策概要、目的を記載しております。こちらは、尾鷲市まち・ひと・し ごと創生総合戦略に記載の内容でございます。

次に、設定した指標等につきまして記載しております。これは、平成26年の戦略策定時の現状値、そして平成27年から平成30年の実績値、そして令和元年度の目標値を記入したものでございます。

まず、一つ目の指標としまして、市内事業所への事業者数でございます。戦略策定時に4,923人であったものを、令和元年度に同数の4,923人に維持するという目的でございますが、平成30年では5,052人と平成26年から129人増加しております。

次に、二つ目は、観光入り込み客数、過去3カ年の平均値でございます。こちらは、平成26年に62万人であったものが、平成30年には64万人となっております。その数値の比較について、グラフを中段に記載しております。また、中段より下には、基本目標の達成のため設定した25項目のKPIの達成状況を表に示しております。また、KPIの達成状況の右の欄にあります取り組み項目(小)の今後の方針についてでございますが、こちらは、総合戦略の構成上、大きく四つに分けた基本目標から、さらに取り組み項目(中)、そして、取り組み項目(小)と細分化したものでございます。この取り組み項目(小)ごとに幾つかのKPIを設定しているという構成になっております。その取り組み項目(小)ごとに今後の方針を5段階に入力しておりますが、それを表に示しております。

個別のKPIの実績数値や取り組み項目(小)の今後の方針等の詳細につきましては、8ページから17ページに参考資料として添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、最下段に記載の地方創生会議からの意見等につきましては、会議にて委員 の皆様からいただいた意見等を取りまとめたものでございます。

その内容としまして、市内の人口が減少している中で、市内業者は横ばいとなっているが、基本目標で設定している指標の完成度は順調であると認められる。また、水産関係については、研修生等の外国人就業者がふえてきている。今後、さらに就業者数をふやすためには、企業誘致が効果的である。ここでは、企業誘致件数は3件となっており、この増加は評価でき、特出すべきであるとされています。

観光入り込み客数につきましては徐々に減少しており、観光客の誘導対策が必要である。商業施設など、追い風となるようなハード整備等の充実を含めた効果的な取り組みが必要である。

夢古道尾鷲の入浴施設の入り込み客数は横ばいとなっているが、古民家カフェ等を含めた施設全体で見ると、年々実績値が減少しているため、新しい誘客対策が必要であるなどの意見をいただいております。

次に、5ページのほうをごらんください。

基本目標2、新しいひとの流れをつくるでございます。

こちらの指標を二つ設定しており、まず、一つ目の指標は、定住移住に係る行政 窓口を活用した定住移住者数でございます。戦略策定時に3人であったものが、平 成30年では累計251人と増加しております。

次に、二つ目は、定住移住相談の実質実施件数でございます。平成30年の実績

は61件でございました。

KPIの達成状況及び取り組み項目(小)の今後の方針について記載のとおりで ございます。

こちらも詳細につきましては、8ページから17ページに参考資料として添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

地方創生会議からの意見としましては、指標については、定住移住相談の実施件数が若干減少しているものの、定住移住者数は目標値を大幅に超えており、十分な数字が出ていることから、今後も継続して取り組みを進めていってほしい。

高校生等の新規学卒者の尾鷲市内での就職者が非常に少なくなっていることから、 学校と連携して地元企業を紹介するよう取り組みが必要である。

ふるさと納税について、尾鷲市として魅力的な商品を出し続けることで寄附件数 をふやしていってほしいといった意見をいただいております。

次に、6ページのほうをごらんください。

基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるでございます。

まず一つ目の指標は、合計特殊出生率であります。戦略策定時に1.59であったものを令和元年度に1.85にするという目標でありますが、平成30年度では1.58となっております。

次に、二つ目は、子供や子育て支援の満足度であります。戦略策定時に2.74 であったものが、平成30年では2.84となっております。

地方創生会議からの意見といたしましては、市内のイベントに参加するために帰省する人は多いと思う。帰省した学生のメールアドレス等の連絡先を把握する仕組みをつくり、行政から求人情報等を発信していく取り組みを進めていただきたい。 SNSで無造作に情報発信するよりも、対象を定めて情報発信したほうが効率がよいと思われるとの意見がございました。

次に、7ページをごらんください。

基本目標 4 、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と 地域を連携するでございます。

基本目標4の一つ目の指標は、防災・危機管理の満足度でございます。戦略策定時に2.95であったものが、平成30年では2.81と当初より減少しております。

次に、二つ目は、地域医療の満足度であります。戦略策定時に2.46であった ものが、平成30年では2.4となっております。

地方創生会議からの意見としましては、防災と医療は一番重要である。避難行動

について、避難開始から避難場所までの所要時間等が判断できるマップがあれば、 避難行動の時間的判断ができる。避難経路は、壁が壊れてきたときにはどうなるの か等、個々に想定も変わってくる。専門家を招き、市民を交えて話し合う機会を設 けてもらいたいとの意見でございました。

総合戦略検証シートの説明は以上とさせていただきます。

続きまして、19ページ、地方創生推進交付金に係る事業評価について御説明いたします。

この地方創生推進交付金に係る事業評価シートについてでありますが、交付金を活用して、昨年度の平成30年度に実施した事業が三つございます。個々の事業は、9月の定例会にて各担当課より決算報告されておりますが、これらの事業については、事業の成果を図る指標としてそれぞれのKPIを設定し、KPIの当初値や目標値、そして実績値を記載しております。また、目標値に対する達成度合いや事業効果、今後の方針を事業実施課にて作成し、その後、地方創生会議のメンバーである外部有識者の皆様より事業評価と意見をいただきました。

それでは、それぞれの事業について順番に説明させていただきます。

一つ目の地域産品の高付加価値等食のまちづくりによる雇用創出事業についてで ございます。

こちらは、商工観光課のほうにおいて、食の産業開発事業によるプロメニュー開発、都市部でのプロモーション活動、また、地場産品を有効活用した尾鷲マハタブランド化推進事業でございますが、こちらは平成29年度で交付金事業が終了しておりまして、KPIを継続して計上しているというものでございます。

本事業における重要業績評価指標 KPIについては、市内事業者への就業者数等の三つのKPIを設定しております。これらのうち二つが目標値を達成し、一つが目標値の7割以上達成という実績となり、事業効果としては、地方創生に相当程度の効果があったものと評価し、今後の方針としては、事業を継続して実施していくこととしております。

外部有識者からの評価といたしましては、指標についてはおおむね達成しており、本事業が指標の達成に有効であると認める。養殖マハタについては、生産量の増加に伴い手ごろな価格となったことから、地元の認知度、地元の消費者も増加してきており、イベント等での活用も好評であったと思う。販路拡大といったPR等の情報発信に努めてもらいたいなどの意見をいただきました。

次に、二つ目の子育てしたい、しやすいまちづくりによる移住促進事業につきま

しては、東紀州5市町で広域連携し、本市においては、生涯学習課、政策調整課に おいて、わんぱく子育て推進事業、見守り子育て推進事業、本読み子育て推進事業、 移住を支える支援事業、都市部におけるPR活動等を実施しております。

指標を三つ設定しておりますが、このうち二つが目標値を達成し、そのうち一つにつきましては、目標値の7割以上を達成しまして、地方創生に非常に効果があったものと評価し、今後の方針につきましては、事業継続して実施していくこととしております。

外部有識者からの評価としまして、指標については、おおむね目標を達成してお り、本事業が指標の達成に有効であると認める。

定住移住について、尾鷲市は移住者の実績件数などを見ても非常に効果を上げて おり、今後も継続して事業に取り組んでいただきたいといった意見をいただいてお ります。

最後に、三つ目の世界遺産地域産業を活用した観光DMO推進事業につきましては、こちらも東紀州5市町が連携し、東紀州地域振興公社が主体となって、外国人誘客等を図るための観光DMO事業を実施したものでございます。指標は三つ設定しておりますが、このうち二つが目標値を達成し、もう一つについては、目標値の7割以上を達成し、地方創生に非常に効果があったものと評価し、今後の方針としては、事業を継続して実施していくとしております。

外部有識者の皆様からの評価としましては、指標についてはおおむね目標を達成しており、本事業が指標の達成に有効であると認める。尾鷲市の近隣市町だけでの連携にとどめることなく、より広い範囲で他市町との連携を図っていくことも重要だと思われる。

指標の3については、設定自体が難しく、改善が望ましいといった御意見をいた だいております。

最後に、20ページには、外部有識者で構成します尾鷲市地方創生会議の委員名簿を添付させていただいております。座長、株式会社三重TLO取締役副社長の松井純氏にお願いし、産学金労言市民のそれぞれのカテゴリーにより構成されております。

なお、この委員の任期につきましては、戦略の最終年度でございます令和元年度 の評価年度である令和2年度まで任期となっております。

以上で、地方創生推進交付金事業に係る事業評価の説明とさせていただきます。 〇三鬼(孝)委員長 ただいま尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び推進 交付金の効果の検証について説明ありましたけれども、特に御質疑ありましたら御 発言願いたいと思います。

- ○小川委員 地方創生の資料2のところですけど、外部有識者からの評価という のがありますけど、例えば水産のところ、担当課としてはどういう評価をつけてい るんですか。ちょっとそれをお聞きしたいなと思いまして。
- ○内山水産農林課長 今回、外部有識者の方からの評価としましては、マハタについての生産量の増加に伴って、私らのほうとしても、現在ここに書かせていただいていますように、手ごろな価格になってきたと。大体キロ1,300円ぐらいになってきたということで、地元のスーパー等にも出回るようになってきたということで、だんだん地元での認知度も広まってきておるというふうに感じております。

また、魚祭りとか、尾鷲ヒノキふれあいフェスタに通じて、マハタのPRも重ねておりますので、今後におきましても、販路拡大につなげて、PRのほうをもっと実施していきたいと思っております。

- ○小川委員 マハタって、キロ単価、今、1,300円と言われましたけど、採算 ベースはどんなものなんですか。
- ○三鬼水産農林課長補佐兼係長 採算ベースのことの御質問なんですけれども、 生産率とか成長率はその年によっていろいろ変わってまいりますので、その辺のと ころは、皆さん、非常に厳しい中ではやっていらっしゃるとは思いますけれども、 成長も大分よくなってきまして、生産率も高まっておると思いますので、経営的に も維持されておるというふうに思います。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○仲委員 定住移住のところで質問したいんですけど、基本目標1で、実績値と 平成26年度現状値を比較すると129人の就業者数がふえていると、比較すると。 それから、基本目標2では、定住移住の移住者が現状値が3人が実績値が251 人で248人ふえていますけど、企業の就業者数の増と定住移住者数の数値との関 連というのがあるかどうか。例えば就業者数がふえたから定住もふえたという意味 なのか、もう一つは、定住者の主な職種がわかればちょっと紹介。

それから、無職であるほうが多いとか、それから、年齢がどういうものか、若干 わかる範囲で教えてください。

以上。

○西村政策調整課主幹兼係長 移住者数の就労に係る件なんですが、移住者は、 特にさまざまな働き方を求めておりまして、尾鷲のもともとある大きな産業等に従 事する方は少ないかと思われますが、今、担い手不足である介護とか、そういったところにも移住者は来ております。先ほどお話しされておった移住者数、26年から30年までの内訳なんですけど、県外からの世帯でいいますと、64世帯が来ておりますので、県内からは19世帯、市内の定住ということで47世帯の方がこちらに見えております。その内訳人数としましては、申しわけありません、大人が192名、子供が59名の方がこちらに見えておるんですが、どのような就労先に全てついたかというところまでは把握はしておりません。

○仲委員 希望としては、尾鷲市内に就職を求めて入って定住されたというのが 一番期待したいところなんですけど、定住者数がふえるということ自体がよろしい んですけど、そういうふうな目標もあってもいいんかなというふうに思っておりま す。

もう一点、最後に説明がありました事業評価シートの世界遺産の件の最後のところで、伊勢志摩から東紀州へ立ち寄ったということで、実績値が4.3となっていますけど、目標値が5.10かな。長期目標5.51やけど、4.3という数値はどのような計算値でしょうか。

- ○大和商工観光課長 KPI設定の際には、伊勢志摩に来たお客様が東紀州のほうへ立ち寄ることを想定した設定やということでございますが、これはあくまで国の観光レクリエーション入り込み客数推計書というものがありまして、その中からの数字を出してきたということでKPIを御提示した結果、30年度につきましては4.3ということになっております。ただし、外部有識者の方の御意見もございますように、当時これを立ち上げたときの指標の想定がちょっとおかしいんじゃないかと。現状は、やはりインバウンドの数字のほうが大きくなってきておりますので、これは見直すべきやという御意見は昨年もいただいております。
- ○仲委員 特にここの部分については、DMOというよりも、中身の中で、伊勢 志摩から東紀州へ立ち寄る率の向上というのが僕は一番大事だと思っていますもん で、ここらの組み立て方を今後しっかりやっていただきたいというふうに希望して おきます。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○三鬼(和)委員 6ページなんですけど、子育てしたい、子育てしやすいまちづくりを目指しておった割には、数値が低い、そんなに高くなっていないんですが、これとあわせて、隣の4番のやつ、時代に沿った地域づくりという中での防災についても、目標値ははるか、スタートのときより下がっておるという現状なんですけ

ど、子育ても防災もあわせて、子育ての場合は、出生率というのは横ばいなところがあるんやけど、本市の魅力を生かした地域コミュニティでの子育てやとか、都会にない尾鷲の子育てへの魅力があると言いながら、学校を休校にしたりして、統合したりして、ちょっと逆の現状だと思うんですけれども、この辺はどう認識されておるんでしょうかね。

それと、防災についても、高齢化になってくるとか、住みやすい中では、防災に力を入れなくちゃいけないというふうで26年のときにはスタートしておるのに、結果としてはマイナスみたいな結果になっておるんですけど、これは、書いておること以上に現状としてはどうなんですか、行政推進の中では。

実際、子育てとしたら、例えば早田のほうとか、周辺部へ水産をするということで越してきた人でも、子供を育てるために、また旧尾鷲町のほうへ移動したりということで、地域コミュニティやとか、そういうのをうたっておる割には、子育てとか教育環境が、幼稚園にせい、保育園にせい、小学校、中学校にせい、その地域へ住もうという意識を持ってきてくれておっても、アクセス等も含めて、本市のそういった住民サービスというのは行き届いていないという結果になってしまっておるのではないかなというのが1点と、それとあわせて、高齢化の時代においては、スタートしたときには防災して、危険のないようなまちづくりするべきやというのに、防災についても数値としてはね。その辺はどの辺から反省すべきなのか。行政側としてはどう判断しておるのかと。この結果のことは大体わかるんですけれども、どうなんですか。

○三鬼政策調整課長 こちらにあらわせます満足等につきましては、市民アンケートをもとに満足度事業一覧を作成しまして、これを掲載しております。

合計特殊出生率は5年平均値ですので、その年の出生によってはこういう数値で横ばいで微減している状況でございますが、やはり子育て支援への満足度というのは、各課連携して取り組んでいる成果はあらわれているという私たち認識ではおりますが、やはりまだ満足を目標値にはまだ達していないという現状もございますので、どこに保護者を含めた子育て世代のニーズがあるのかというのもつかみ切れていないのかなというところもあります。

それによって、本年度、情報発信を強化する意味でも、ツイッターも含めて、子育て世代に特化した形の子育で情報も含めて、そういう形でのニーズ調査も行っていくべきだと思っておりますし、実際については、防災も、危機管理につきましても、重要度は非常に南海トラフ巨大地震の震源にも近いということもあって、やは

り求められるものは大きいと思います。この地域の現状としましても、ハード整備はもちろんのこと、住民みずから参加しての、そういう機運等も含めまして、防災訓練への参加していただける方や自主的に避難訓練に参加していただける方もふえておりますので、この辺も含めて、その満足度をどこまで上げていくかというのは、担当課とも含めてもう一度検証したいと思っています。

- ○三鬼(和)委員 まず、子育てとか、そういった形の中では、例えば九鬼であ るとか、早田であるとか、三木里であるとか、三木浦であるとかに住みたいけれど も、子育てはいいにしてでも、教育とか、そんなに不便を来す現状になってきてお ると、これはあると思うんですね。そういう地域の特徴をしながら。そういうこと を含めて、じゃ、それは何が足らないのか。今の現状では、イメージするところ、 避けられるということは、上がらないということは、そういう問題も出てくると思 う。私は、例えば今、生涯学習とかあれで、いろいろ子育てのほうで取り組まれた ことは、これはこれで評価したいと思うんですわ、読書会であっても、イベントな んかでも。でも、それって生活のインフラではないわけじゃないですか。生活イン フラをするためのヒントを得る行事だと思うんです、そういうことって。でも一年 を通して暮らしていくという中で、住みやすいまちと子育ての、学校とか教育とか、 そんなのが合わないという、外から見たらアンバランスになっておるということが、 我々がそういう結果を出してよかったのかどうかということというのがあろうかと 思うんですよね。その辺は仕方がないにしても、考える余地があるんじゃないかな というのと、もう一つは、高齢化になってくる中では、インフラ的な、例えば浜か ら高台に逃げるときでも、老朽化した家がどんどんふえてくる形の中で、果たして 安全に避難できるようなまちづくりをやっておるんか、やっていないか。避難タワ ーがないだけでも一つ大きな問題やのに、それが中心になって考えよるんかどうか ということも含めて、もう一度これの結果を考えなあかんのじゃないかなと思うん ですけど、どうですか、その辺は。
- ○三鬼政策調整課長 委員、今御指摘ありましたように、小学校の統廃合を含めて、その地域にあるものがなくなったということは、非常にその辺ではマイナス面もあるのは現状でございますし、そこをどうしていくのかというところも含めて、そこの地域に、例えば幼稚園なり小学校がなくなったということは、非常に地域にとっては大きなことだと思います。それにかわる子育ての環境をどうするのかというのも、先ほど言われましたように、ソフト的なことで、いきいき尾鷲っこも含めていろんな形でフォローしていくというのも一つの方法でございますが、なかなか

抜本的な、そこに住んで子育てをしようというところにとっては、なかなか満足度 が上がらないというのも現実でございますので、その辺は市の方向性を定める中で、 子育て支援全体の中で考えていくべきだと思っています。

- ○三鬼(孝)委員長 他にございますか。
- ○野田委員 ちょっと参考として意見をお聞きしたいんですけれども。
- ○三鬼(孝)委員長 野田委員、効果の検証ですので、簡潔にやってください。
- ○野田委員 安定した基本目標、安定した雇用創出をするというところで、要は、 尾鷲市においては、介護福祉就業者数というのは伸びていると思うんですよ。ただ し、就業している方も高齢化になりという中で、地方創生会議からの意見等で、水 産関係については、研修生等の外国人就業者がふえてきているということは書いて あるんですけれども、今、尾鷲の産業構造というか、就業者構造というのは、介護 にも非常にウエートが高いわけですよね。その中で、今後、外国人の就労者という 言い方はおかしいですけれども、そういう方もニーズとして、この地区においては 必要性が出てきている中で、副市長は産業支援センターに勤務されていたんですけ れども、そういうところの切り口を今後のこの地区の福祉事業という部分からして、 行政としてどう考えていくかという部分もまた一つ大事な部分かなと思うんですけ れども、その点、考え方というか、持っていたら教えていただきたいと思いまして。
- ○藤吉副市長 福祉事業所のほうから、就業者数が少ないので、外国人の労働者を就労させたいという希望を聞いておりますので、その辺、御意見を聞きながらうまく、そういった外国人の就労のマッチングみたいなところは考えていく必要があるのかなと思いますけれども、現状、今、市の中で、外国人労働者の就労支援というところが少しまだ手薄でございますので、今後考えていくところかなと思います。
- ○野田委員 まず、今後というか、行政として、事業所が何を望んでいるかという部分は、やはり聞き取り、ヒアリングしていくことが重要だと思いますので、地域課題をきちっと認識しないと、違った施策を打ってしまうということでありますので、課長、その点、ひとつまた地域を見ていていただきたいと思います。
- ○三鬼(孝)委員長 他にございますか。
- ○楠委員 総論的な話になるんですけど、この数値と、それから事業効果のところで、実際に事業効果が相当あったとか、効果があったとかという分類がいろいろあるんでしょうけど、実際に最終的に今後の方針の理由の中で、取り組んでいきますとか、その程度しか書いていないので、一般の人が見たときに何をするんだよ、これと。シートなのでもうこれ以上言いようがないんですけど、この辺を踏まえて、

効果があったときにどういう効果があって、さらにこういう取り組みが必要だというところの、もう少し具体的に、項目はスペースが狭いので書き切れないんでしょうけど、また別のシートで、その方針の理由がしっかり、こういうことだからまた継続して取り組んでいくと。より具体的な方向性が見えないと、正直言って、これ、見て、行政だけの、私もやっていたので言いようがないですけど、行政満足という話になっちゃうので、市民が見たらわかるようなものをしないとちょっとどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○三鬼政策調整課長 確かにおっしゃるとおり、項目も限られている中での表現ですので、評価委員の方からもそういう意見も少し出ておりますので、この辺は、 様式も含めて工夫をして、改めていく方向で考えたいと思います。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○奥田委員 1点、確認だけさせてください。

これ、26年の実績をもとに、5年前、27年から5年間つくったじゃないですか。今回、令和元年度、まだこれ実績が出ていませんよね。実績出た後に執行部としてもきちっとした検証というのはやられるんですよね。また、それは議会のほうにも示してもらえるんですか。

- ○三鬼政策調整課長 5カ年の検証をして、またお示ししたいと思います。
- ○三鬼(孝)委員長 他に。 なければこれで、もう一点、ふるさと納税がありますか。
- ○三鬼政策調整課長 事業担当課は退席させていただいてよろしいですか。 それでは、ふるさと納税につきまして、担当から説明させていただきます。
- ○西村政策調整課主幹兼係長 それでは、次に、ふるさと納税の現在の状況を説明いたします。

委員会資料20ページをごらんください。

- 4、ふるさと納税事業の状況について。
- 1、(1)の表をごらんください。

これは、本市へのふるさと納税の申し込み件数、11月末までの本年度と前年度の申請状況、申請件数の比較表であります。

表の中段、4月から11月小計の欄をごらんください。

本年度の寄附件数は2,930件で、前年度比較マイナス52件、1.7%を減少しています。

下のグラフをごらんください。

6月、7月、9月、10月につきましては、前年度と比較して減少しています。 これは、本年6月1日より、ふるさと納税の対象となる地方団体が指定制度となり、ふるさと納税募集の適正化、返礼品は返礼品割合3割以下とすること。返礼品は地場産品でなければならないルールの中、寄附者の返礼品に対するお得感がなくなったことを考え、減少したと推測しております。

次に、委員会資料21ページをごらんください。

(2) の表をごらんください。申請金額の表であります。

小計の欄をごらんください。

令和元年度の寄附申請額は、11月末まで6,598万5,000円で、前年度比較プラス16万9,000円、0.3%の増加であります。

次に、委員会資料23ページをごらんください。

(3) の表は、4月から11月までの暫定の返礼品上位の件数の順位であります。 次に、委員会資料24ページをごらんください。

この表は、令和元年度の尾鷲市のふるさと納税の活動状況であります。4月に第 1回ふるさと納税担当者会議を行い、ふるさと納税の対象返礼品等の調達に要する 費用の額として算定した額が寄附金額の3割以下になった点や返礼品等が当該区域 内において生産された物品または提供される役務、その他これに類するものである こと等、返礼品出品事業者に説明を行い、5月14日、総務大臣より、本市は、ふ るさと納税等の対象となる指定を受けました。7月にはパンフレットを作成し、市 内飲食店等5,000部配布、同月、職員紹介によるふるさと納税案内文書を発送 いたしました。個人発送1,416通、事業所発送471通を送付し、その後も鷲 友会やイベント等PRを行い、本市へのふるさと納税の呼びかけを行っております。 8月には、前年度寄附者に対してのおわせ港まつり特別観覧席招待を行い、352 名の参加者を迎えました。9月、ふるさとチョイスに次ぐ業界第2の楽天ポータル サイトの運用を開始し、寄附者の裾野を広げ、ふるさとチョイス、楽天、二つのポ ータルサイトでの寄附受け付けを行っております。10月からは、歳末に向けて、 新たな歳末返礼品42品の追加を行い、本市の返礼品を212品とすることで、魅 力ある返礼品ラインナップを広げ、あわせてポータルサイト画像も完全リニューア ルし、寄附者の選択肢を広げました。また、7月から開催された尾鷲高校まちいく では、尾鷲市のミッションとして、ふるさと納税の拡大と関係人口づくりを行い、 新たな返礼品のアイデアや尾鷲でしかできない体験、市役所だけでなく、市民全体 での拡大運動など、高校生に考えていただき、高校生の目線での新たなふるさと納

税PR方法等の提案をいただきました。なお、8月には、ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンク地域リレーション分から講師を招き、返礼品出品事業者勉強会を行い、ふるさと納税の活用方法、全国の生産者事例などを検証し、事業者とともに機運を高め、魅力ある尾鷲産品の発信、寄附拡大に向けての勉強を行いました。12月10日現在のふるさと納税寄附金、最新の申請件数でありますが、3,654件、寄附申請金額8,073万円、対前年同日比、寄附申請件数304件の増、寄附申請金額741万7,000円の増となり、前年度寄附額を超える見込みで順調に推移しております。

以上が今年度の活動状況であります。

○三鬼(孝)委員長 ふるさと納税についてるる説明ありましたけれども、この 件について何か御質疑ありましたら御発言願います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、これで財政課の審査を終わり ます。御苦労さんです。

暫時5分間休憩します。

(休憩 午後 2時10分)

(再開 午後 2時17分)

〇三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。 徳きまして 陸災告機管理課に係る業実第50号の案本を行いますの

続きまして、防災危機管理課に係る議案第59号の審査を行いますので、説明を 求めます。

○神保防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いいたします。

議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についての うち、当課に係る分について、補正予算書及び予算説明書により説明いたします。 まず、歳出についてであります。

補正予算書及び予算説明書の44、45ページをごらんください。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費につきまして、補正額435万9,0 0 0 円を減額し、合計4億5,048万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として、19節負担金、補助及び 交付金435万9,000円を減額するもので、高規格救急車の入札差金等による ものでございます。 続きまして、債務負担行為補正でございます。

それでは、補正予算書の6ページをごらんください。

当課に係る債務負担行為補正は1件でございます。追加分の表の下段から5段目の行政協力員団体傷害保険料、期間、令和2年度、限度額43万7,000円につきましては、市内に105ある樋門等の操作業務を三重県から水防費として委託されております。4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

御質疑がある方は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、これで防災危機管理課の審査 は終了します。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時21分)

○三鬼(孝)委員長 委員会を再開します。

それでは、税務課に係る議案第74号、議案第87号、議案第95号の審査をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号と議案第87号を同時に説明を求めます。

○吉沢税務課長 それでは、議案第74号、尾鷲市債権の管理に関する条例案の 説明のほうをさせていただきます。

本条例は、市の債権の適正な管理を行うため、今回制定する条例であります。 委員会資料の1ページをごらんください。

1、議案番号、2、題名、3、目的、理由は記載のとおりであります。4の内容等でありますが、市の債権の管理に関する基本的な事務処理規定等について、下記のとおり、第1条の条例の目的から第16条の委任規定まで制定し、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

条例案の詳細につきましては、先般、11月21日開催の行政常任委員会にて、 政策調整課より御説明させていただいたので、個々の条文の説明は割愛をさせてい ただきます。 なお、本条例案につきましては、骨格的な内容を定めたもので、細かな事務手順等、詳細な内容までは残念ながら現在議論が煮詰まっておりません。そのため、本条例を実効性のあるものとするために、具体的な事務手順等について検討協議を開始するため、尾鷲市債権管理対策委員会を設置することといたしました。

本目は、その委員会について補足的な説明をさせていただきます。

内容は、主幹兼収納係長の民部より説明いたさせます。

○民部税務課主幹兼係長 それでは説明させていただきます。

資料の2ページをごらんください。

こちらは、尾鷲市債権管理対策委員会の概要を取りまとめたものであります。

本委員会は、①の所管事項の事項に記載のとおり、債権管理に係る重要な方針の 決定に関することなどについて所管いたします。

続きまして、②の組織体制をごらんください。

委員会は、市長を委員長、副市長を副委員長として組織され、委員は、記載のと おり、教育長以下関係課長で組織します。

委員会は、所管事項について、全般的な調整、協議を行い、最終決定をいたします。個々具体的な案件に関する協議を債権の種類ごとの三つの部会において行います。それぞれの部会は、ごらんのとおりの名簿を想定しております。

続きまして、資料3ページをごらんください。

③協議事項(想定)についてでありますが、記載のとおり、債権管理条例の事務手続を検討、具体的には、第11条の徴収停止や第13条の債権放棄等の事務手続についてのほか、記載のとおりの事項について協議を行っていきたいと考えております。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページから5ページにかけて、対策委員会の要綱案であります。

内容は、先ほどからの概要説明のとおりで重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

後ほど御参照をお願いします。

尾鷲市債権管理対策委員会についての説明は以上であります。

○吉沢税務課長 尾鷲市債権に関する条例案の施行については、先ほど申し上げたとおり、令和2年4月1日でありますので、今定例会において条例制定案をお認めいただけ次第、尾鷲市債権管理対策委員会を設置し、本条例の円滑かつ適切な執行のため、この対策委員会のほうで協議を煮詰めていきたいと考えております。

条例の説明は以上であります。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいた します。

議案第87号を引き続きさせていただきます。

議案第87号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をさせてい ただきます。

行政常任委員会資料、同じく資料の6ページのほうをごらんください。

1、議案番号及び2、題名、3、目的、理由は記載のとおりであります。4、主な改正点の概要をごらんください。

まず、1点目の改正点は、税率変更であります。国保税率につきまして、最上段の現在の税率から2段目の改正案のとおりの税率に改正する内容であります。

次に、資料の7ページをごらんください。

2点目の改正点は、賦課上限額の変更であります。これは地方税法の改正に伴い、 医療分の賦課上限額を58万円から61万円に変更しようとするものであります。

次に、(3)をごらんください。こちらは、改正による国保税の収納額の見込み であります。

今回の税率改正による影響額でありますが、こちらの表のとおり、令和2年度から4年度までの国保税の収納見込み額について、改正前後で比較した表であります。 3年間の合計で、マーカーのとおり1億1,599万円の国保税収入の増加を見込んでおります。

なお、その他税率改正の詳細な基本的な考え方等については、これも先般11月 5日、行政常任委員会のほうで説明したとおりの内容でありますので、割愛させていただきます。

参考に、前回の資料から、その中で主な内容について抜粋し、8ページから9ページまで再度掲載いたしましたので、こちらのほうは、後ほど御参照をお願いいたします。

議案がお認めいただけましたら、広報等で広く市民の皆様に周知を図っていきた いと考えております。

以上が尾鷲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明であります。よろ しくお願いします。

○三鬼(孝)委員長 それでは、議案第74号と議案第87号の一括審査を行い ますので、よろしくお願いします。

御質疑ある方は発言を。

- ○小川委員 債権の条例のところで、以前ちょっと聞き漏らしたんですけれども、 債権といいましても市民の財産ですから、安易な財産放棄というのはあってはなら ないと思うんですけど、議会の報告のときに、そのプロセスが大事だと思うんです よ。どんな取り立てをして、これで無理だったから。それ一件一件わかるようには しておいてほしいという、それが1点と、もう一つ、宙に浮いてしまった、その援 用ができなくなってしまったとか、行方不明になったとかという援用ができない場 合がありますよね。それは多分議決が要ると思うんですけど、その議決とか報告と か、決算の前の何月ぐらいに議決とか決算報告があるのか。ただ、それをしっかり と。
- ○吉沢税務課長 小川委員さんのおっしゃっておるのは、恐らく12条、13条関係、市債権のほうの。ということだと思います。この債権放棄、それと第10条の徴収停止もあるんですけれども、これについては骨格的な内容について、ほかの市町のものから、骨子案として、今回条例で書かれておるような内容で示させていただきました。それで、それを実際どのような形で各課において市債権のほうのも債権放棄の整理をするとか、手順、このような形でやっていくかとかいうことについて、まだ煮詰まっておりませんので、これを早急に、4月1日施行までに対策委員会のほうで市債権のほうとか、委員会のほうでは協議して御報告できるような形で考えておりますので、今のところは御容赦のほうをお願いしたいと思います。
- ○小川委員 施行するまできっちりと議会のほうに結果を報告していただけると いうことですね。
- ○吉沢税務課長 そのように図っていきたいと考えております。努力をしていきたいと考えております。

以上。

- ○三鬼(孝)委員長 他に。
- ○村田委員 組織体制で、委員長が市長で、副委員長が副市長となっているんで すが、副市長は申しわけないけれども、ことしで退職をされるでしょう。この条例 を今定例会で認めるということなんですが、この辺の副委員長についてはどうなの かな。
- ○吉沢税務課長 今回、要綱のほうで、債権管理対策委員会という形で、処分事項のとおり、大まかには、債権条例に関する細かい事務規定とか、そこら辺を詰めていこうかという中で、役割の話も、設置要綱で、市長を委員長、副委員長を副市長という組織体です。あと関係課長というふうにさせていただいてはおるんですけ

れども、これは設置したときに、また話を内部でさせてもらうような形になると思うんですけど、内容的には、かなり実務的な内容でありますので、今このような形で副市長さんのほうが不在ということであれば、そのように対応を何らかの形でさせてもらうような形では考えております。

ただ、内容については、実務的な内容を詰めて、最終的な判断を仰ぐという形になっておりますということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

- ○村田委員 それはわかりましたけれども、この下に、その他委員長が必要と認めて指定するものと書いてありますけれども、副委員長がないというわけにいきませんから、ですから、副委員長を市長が別枠でまた持っていくのかな、そういうことになるの。
- ○吉沢税務課長 当然服務という形で要ると思いますので、委員さんのおっしゃっておるような形で協議をしていくと考えております。
 以上です。
- ○楠委員 今の組織の話があったんですけど、この組織体制の中で、一番左側のほうは、全般的な調整最終決定を行うメンバーがおると。個々具体的な協議を報告するメンバーが三つの部会に分かれているわけなんですけど、同じ管理職が最終決定のところに入ってくるというのは、どうなのかなと思うんですよ。やはり部会のほうはあくまでも係長とか担当課長とかが入って、より具体的な議論をして、そのまとまりを見て最終決定しないと、これだと別に部会なんかつくらなくたって一緒くたにやればいいんじゃないかという話になるので、組織的な考え方からすると、個々具体的な協議、報告は、管理職、いわゆる課長級というよりも、ラインの課長は外れて、そういうレベルで協議してもらって、現場サイドの声を聞いた上で最終決定していくということが望ましいんじゃないかと思うんですけど、手続上の話なので、いかがでしょうか。
- ○吉沢税務課長 実際の内容で、各条文ごとの取扱規定をもんでいくという形の中で、例えば13条の議会への報告とか、12条の債権放棄の具体的な手順とか日程間とか、それから、報告については議会のほうにどういう形で、どのタイミングで、どういう形で報告するかということとか、実務的な話を他市町の事例を参考に決めてもらうわけなんですけれども、そうなったときに、対策委員会の案をつくったときに、一応はっきり申し上げますと、債権ごとの取り扱いというのは、結構重要な案件ということで、当然それぞれの担当課長もわかっておらなあかんという話

がある中で、結局想定しておるのは、実務担当が集まって、いろいろ具体的な協議はしていかなまとまらんと思いますので、そういった中で、こうやったほうが一番ベストじゃないかと、それぞれの債権ごとに個々の事情がいろいろ異なりますので、それを最終的に担当者レベルで、こういった形でという意見調整ではなく、実務的に担当者がいろいろ話をして、それぞれの担当課長に、うちの債権がこういうことで、こういう関連条例とか、関連上位法令があるもので、こういった取り扱いが一番ベストやなあという形で部会の中で意見を出してもらうという部分もありますので、こういった形で要綱のほうは決めさせていただいたんですけれども、実際の話としましては実務的な話が主なものでありますので、取っかかりは当然担当者が入って話をしていくような形になるということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

- ○楠委員 言っていることは、間違いとか正しいとかじゃなくて、基本的な業務を推進する上で、今、課長の説明していただいた内容からすると、個別のことは確かに管理職がしっかり把握しておかないと、公債にしても市債にしてもいろいろ手続上ありますから大変なんでしょうけど、最終決定する前に、部会の管理職が言うんじゃなくて、事業担当部署がしっかりそこで、最終決定する前の調整するときに、ヒアリングの中で行った上で、退席してもらって最終決定していくとしていかないと、ここでも聞く、あそこでも聞くんじゃなくて、最終決定で管理職が聞くわけですから、部会のほうで、担当課長なり係長級の人がしっかり説明して、それを理解するのが管理職なので、基本的には、管理職、管理職というのは、本来会議としては余り私は成立しないんじゃないかと思うので、その辺をもう少し検証したほうがいいんじゃないかなと思います。
- ○吉沢税務課長 そこら辺もまた、内部で実務的な話になったときに検証させて いただいて、一番差し障りというか、適切に行えるような形では検討はさせていた だきたいと考えております。
- ○仲委員 国民健康保険税の一部改正について、本議会で議決されれば、今後周知されると思うんですけど、常日ごろから職員の方も収納率の向上を一生懸命やってくれているとは思うんですけど、やはり交付税を上げるという段階において、周知のところには、収納率の向上、職員も頑張っておると。それから、市民の方にも御協力をお願いしたいというようなことをしっかりと強調して、不公平感のないような文書にしていただきたいと思いますので、いかがですか。
- ○吉沢税務課長 仲委員さんの御心配をしていただいているとおり、先般の行政

常任委員会でも国保税の加入者の方が比較的低い所得層の方が多いということで、今回の値上げについては、自分らも重く受けとめております。当然今までも実際市税とほぼ同様の滞納未済があるような中で、うちの収納のほうの職員も粛々と差し押さえなり何なりを同じ程度やっておるというのが実情です。でありますので、十分これだけ必要やということを理解していただいて、皆さんも負担していただかなあかんという広報を市民サービス課さんと連携させていただいて、議会でお認めいただき次第、何回かに分けて広報で掲載する予定ではおりますので、ありがとうございます。

- ○三鬼(和)委員 市民の方のお話の中で、前のときに、職員のパートというのか、臨時職員のことについても相談係というか、これを廃止するかどうかと。むしろそうしたら、相談する人が減ってくるんじゃないかということで、どうやら残すみたいですけど、今回、値上げするに当たっては、市民の方々から滞納している方と同じような形でということがよく言われましたもので、収納率に関しては、長期滞納であるとかという方々については、根気よく取り計らってほしいなと思いますので、今回、一部見直しするという中では、そういったところも力を入れてほしいなと思いますので、お願いしたいなと思います。
- ○吉沢税務課長 納税相談員の話ではなくて、生活困窮者の方……。

現在滞納しておる方については、ここ数年、大体は300世帯ぐらいあります。 そういった中では、実際なかなか難しいかなという方が大体多数です。ただ、税法 で決まっておる中で、当然生活困窮に陥ったら執行停止とか、そのような形ではさ せていただかざるを得ないんですけれども、通常であれば同じような形で御負担を 願わなあかんということで、そこら辺は同じような形でお願いをしていくと。

ただ、うっかり忘れとか、国保の場合は年金特徴になった関係から、年金特徴になる前の金額とか、そういったことが大いにありますので、そこら辺は本人さんが 悪意というんじゃなしに、うっかり忘れておる部分がありますので、そこらの対応 を十分考えていきたいと考えております。

以上です。

○三鬼(孝)委員長 他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案第74号、議案第87号 の審査を終了いたします。

続きまして、議案第95号の説明を求めます。

○吉沢税務課長 それでは、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算 (第6号)の議決についてのうち、税務課に係る部分について、補正予算書等に基 づき御説明いたします。

補正予算書の6ページをごらんください。

税務課の計上するのは、債務負担行為であります。

第2表債務負担行為の補正の表、上から5番目をごらんください。

総合住民情報システム用印刷費で、期間は令和2年度、限度額は177万3,000円であります。

この債務負担行為は、令和2年度分の情報システム関連の印刷物、特別徴収のし おりなどの用紙の印刷業務について、事前準備を行う必要があることから債務負担 行為を行おうとするものであります。

次に、その下をごらんください。

市税等納税通知書作成業務委託で、期間は令和2年度、限度額が420万8,000円であります。この業務委託料は、令和2年度の市税等、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等の納税通知書の作成に係る業務委託であります。法定の期限等の関係から、年度の開始前に業務委託の契約など事前準備を行う必要があることから、債務負担行為を行おうとするものであります。

以上が税務課に係る補正予算の説明であります。御審議いただき、御承認賜りま すようよろしくお願いいたします。

○三鬼(孝)委員長 税務課に係る説明は終わりましたけれども、御質疑がある 方は御発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、これで税務課の審査を終了します。御苦労さんでした。

委員会を再開します。

それでは、市民サービス課に係る議案第81号、議案第86号の一括審査をしま すので、説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第81号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に 関する条例の一部改正についてにつきまして御説明申し上げます。

条例一部改正案新旧対照表の24ページをごらんください。

尾鷲市コミュニティーセンターにつきましては、平成24年度より、それまでの地区公民館からコミュニティーセンターと変更し、現在まで運営しております。使用料につきましては、コミュニティーセンターになって以来、料金改定は行っておりません。今回、使用料、手数料に係る受益者負担に関する基本方針に基づき、受益と負担の公平性を確保する観点から、施設のサービスの性質を分類し、コスト算定方式を用いて、維持管理に係る経費等も考慮し、使用料の見直しを行うものでございます。

委員会資料の1ページをごらんください。

今回の改正により、冷暖房使用の有無の項目を削除いたしましたので、影響額と いたしましては、表のとおりとなっております。

議案第81号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第86号、尾鷲市斎場条例の一部改正についてにつきまして御 説明申し上げます。

条例一部改正案新旧対照表の56ページをごらんください。

尾鷲市斎場の使用料につきましては、火葬及び待合室の使用料が平成14年7月1日より、霊安室は平成20年4月1日より現在の使用料となっております。指定管理制度に基づく運営管理を行っており、指定管理料積算に係る運営経費には、消費税率の改正が影響することから、今回、使用料、手数料に係る受益者負担に関する基本方針と同様の考え方に基づき、受益と負担の公平性を確保する観点から、施設のサービスの性質と分類し、コスト算定方式を用いて維持管理に係る経費等も考慮し、使用料の見直しを行うものでございます。

斎場につきましては、委員会資料のほうに稼働状況というのを載せさせていただいていますので、後ほどごらんください。

議案第86号についての説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 市民サービスに係る議案第81号と86号の説明は終わりましたので、御質疑に入ります。

御質疑のある方は御発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、続きまして、議案第95号の 審査に入ります。

説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算書(第6号)及び予算説明書の12ページ、13ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額2,04 4万6,000円を追加し、8億332万1,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものといたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金32万8,000円の減額でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額45万4,000円を減額し、3億4,985万4,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものといたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金238万4,000円の減額でございます。これらは、今年度の国保基盤安定負担金の額確定に伴う減額で、減額の主な要因は、被保険者数の減少でございます。

次ページをごらんください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額1,987万1,000円を減額し、 1億7,464万7,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、4節衛生費雑入の折橋墓地移転事業に伴う補償金3,847万3,000円の減額で、今年度予定しておりました折橋墓地移転候補地に対する調査等の委託料を減額することに伴い、それに対する補償料を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 3 目コミュニティーセンター費は、補正額16 万5,000円を追加し、2,471万7,000円とするものでございます。

続きまして、4目諸費は、補正額30万2,000円を追加し、932万2,00 0円とするものでございます。これらは、いずれも電気料単価上昇に伴う光熱水費の今年度の執行見込み額の修正による増額でございます。

次ページをごらんください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額696万6,00

0円を減額し、4,575万1,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものといたしましては、戸籍総合システム改修業務委託料780万円の減額でございます。これは、今年度実施いたしました戸籍システム更新において、次のシステムを受注した業者が現行と同業者であり、当初予算に計上しておりました別業者が受注した場合必要となります改修業務が不要となったことによるものでございます。

26ページ、27ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、補正額289万8,000円を減額し、437万4,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものといたしましては、次ページをごらんください。国民年金一般事務費の総合住民情報システム改修業務委託料34万7,000円の追加でございます。国民年金法に規定する保険料の全額免除、一部免除、学生納付特例及び保険料の納付猶予に係る手続において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の本格運用が開始されたことによる申請書の様式変更に伴うシステム改修でございます。

34ページ、35ページをごらんください。

4款衛生費、3項環境衛生費、5目墓地管理費は、補正額3,847万4,000 円を減額し、125万3,000円とするものでございます。11月21日に開催 していただいております行政常任委員会で御説明申し上げたとおり、折橋墓地の移 転先として予定しておりました光ケ丘墓園西側の候補地での事業実施を断念したこ とに伴います委託料の減額でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

債務負担行為補正でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、追加が上から4番目の複合機使用料が期間を令和2年度から令和6年度まで、限度額を239万5,000円とするものでございます。使用枚数が少ないコミュニティーセンター等の複合機を一括して複数年契約しようとするものでございます。

委員会資料の3ページをごらんください。

今回入札を行いますのは、本庁1台、センター4台、コミュニティーセンター7 台の計12台、5年間で24万円ほどの費用減額を見込んでおります。

予算書にお戻りいただき、6ページをごらんください。

続きまして、債務負担行為の変更の部分として、契約相手先決定に伴う契約金額

確定により、戸籍総合サポート保守委託及び戸籍総合システム機器借り上げ料でございます。11月にプロポーザル方式により契約業者を選定し、契約に至ったもので、限度額を戸籍総合システムサポート保守委託が2,063万5,000円から1,762万2,000円に、戸籍総合システム機器借上料が2,322万5,000円から2,211万円にそれぞれ変更するものでございます。

議案第95号についての説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 市民サービス課に係る議案第95号の説明は終わりました ので、これより御質疑に入ります。

御質疑ある方は御発言願います。よろしいですか。

- ○奥田委員 入でいうと14、15ページ、出でいうと34、35ページのところの折橋墓地移転事業のところ、3,840万円ほどの減額なんですけど、県のほうというのは、どういうふうな処理をするというふうにされています。
- ○宇利市民サービス課長 県は、国からの補助金の予算については、県一括で処理をしております。それで、今年度の部分について、どういう形になるかというのはまだ決定はしてないというふうに聞いているんですが、ですので、県のほうについてはまだ確定はしてないというところです。
- ○奥田委員 でも県のほうも減額するのか、繰越明許という考えもあるようなことをちらっと聞いたんですけど、ただ、新たな候補地が早く見つからんことには、調査設計積算業務ってできないじゃないですか。これ、当初予算にはこれは盛り込む予定なんですか、市としては。
- ○宇利市民サービス課長 新候補地を速やかに選定していかないと、県のほうに これ以上御迷惑をかけるというのも大変問題というところになっておりますので、 何とか当初予算に間に合うような形で、選定を進めていきたいというふうに考えて おります。
- ○奥田委員 当初予算に間に合うように選定することは、2月末ぐらいには議案が出てくると思いますけど、それまでにはもう候補地を示すということですか。
- ○宇利市民サービス課長 そのとおりでございます。
- ○三鬼(孝)委員長 他によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案第95号の審査を終了します。

続きまして、議案第96号、議案第97号を一括審査しますので、御説明を求めます。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第96号、令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の55ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,945万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。 64ページ、65ページをごらんください。

歳入でございます。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額141万1,000円を減額し、17億9,856万1,000円とするものでございます。そのうち1節の普通交付金550万1,000円の減額は、主に一般分第三者納付金の増額によるものです。普通交付金は保険給付費の財源として県から交付されるものですが、交通事故など保険給付事由が第三者の不法行為によって生じ、第三者に対する求償額が発生する場合は、その部分については普通交付金が交付されなくなるもので、補正減とするものでございます。

2節特別交付金409万円の増額は、結核、精神の医療費に係る特別調整交付金の新規申請によるものでございます。これは後ほど歳出のほうでも説明をさせていただくんですが、歳入のさらなる増加を検討した結果、今年度、新たに申請しようとするもので、平成30年12月の診療分から令和元年11月診療分の医療費のうち、結核、精神に係る医療費が全体の14%を超えた場合のみ申請が可能となります。なお、国からの交付額は14%を超えた分の8割ということになっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額63万2,000円を減額し、2億1,257万3,000円とするものでございます。各節の増減理由といたしましては、1節保険基盤安定繰入金は、被保険者数の減少等により見込みを下回ったことによる減額、2節職員給与費等繰入金は、主に人事異動等による人件費の増加に伴う増額、4節財政安定化支援事業繰入金は、県からの通知による減額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正額298万5,000円を追

加し、6,795万8,000円とするものでございます。1節財政調整基金繰入金298万5,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

委員会資料の4ページをごらんください。

今回の補正での国保財政調整基金の取り崩し額が298万5,000円となり、 国保財政調整基金の令和元年度末残高は7,801万1,000円となる見込みでご ざいます。

予算書にお戻りいただき、64ページ、65ページをごらんください。

6 款諸収入、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、補正額451万7,000 円を追加し、651万7,000円とするものでございます。

先ほど歳入の部分で申し上げた一般交付金の減額理由がこの増額でございます。 次ページをごらんください。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金は、補正額9万9,000円を追加し、9万9,000円とするものでございます。

1節国民健康保険制度関係業務事業費補助金9万9,000円の増額は、外国人被保険者の在留資格等の資格情報を国保情報集約システムに連携させるために必要となる市総合住民情報システムの改修費用に対する補助金でございます。

2節社会保障・税番号制度システム整備補助金109万4,000円の増額は、 医療機関や薬局が医療保険の加入者がマイナンバーカード、または被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格情報をオンラインで効率的に確認できるようにするために必要となる市総合住民情報システムの改修費用に対する補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページをごらんください。

1 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額430万1,000円 を追加し、5,358万8,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、国保一般管理費の12節役務費が 第三者行為求償事務の増加による第三者行為手数料21万8,000円の増額でご ざいます。

13節委託料が、総合住民情報システム改修業務委託料119万4,000円です。これは2種類の改修を行うもので、一つ目は、先ほど歳入の国庫支出金のところでも説明させていただきましたが、外国人被保険者の在留資格等の資格情報を、

国保情報集約システムに連携させるために必要となるシステム改修費 9 万 9,000円で、二つ目が、それも先ほど歳入のところで説明をさせていただきました医療機関や薬局が被保険者資格情報をオンラインで効率的に確認できるようにするためのシステム改修費 1 0 9 万 5,000円でございます。

二つ目の改修につきましては、後ほど債務負担行為と合わせて詳細を説明させて いただきます。

次ページをごらんください。

2 款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は550万1,000 円を特定財源から一般財源に財源更正するものでございます。これは、第三者行為 収入の増加に伴う普通交付金の減額によるものでございます。

3目一般分療養費は、補正額101万7,000円を追加し、1,494万6,00円とするものでございます。一般分の療養費の見込み増による負担金、補助金及び交付金101万7,000円の増額でございます。

5 款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額165万円を追加 し、334万2,000円とするものでございます。

13節委託料は特別調整交付金、結核、精神の申請支援業務委託料165万円の 増額でございます。

資料の5ページをごらんください。

この事業は、先ほど歳入の県支出金のところでも説明させていただきましたが、 歳入のさらなる増加を検討した結果、今年度、新たに結核、精神の医療費に係る特 別調整交付金を申請するための申請支援業務委託料でございます。この申請を行う ことにより、歳出額を上回る特別交付金が見込めることから予算計上を行ったもの でございます。

補正予算書70ページ、71ページにお戻りください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目退職分償還金及び還付加算金は、補正額29万1,000円を追加し、29万2,000円とするものでございます。 これは平成30年度の退職分の納付金の精算金で、県から通知されたものでございます。

続きまして、59ページをごらんください。

第2表債務負担行為です。

総合住民情報システム改修業務委託料で、期間を令和2年度、限度額を358万 1,000円とするものでございます。 委員会資料の6ページをごらんください。

国において医療機関及び薬局が医療保険の加入者、これは患者の方なんですが、マイナンバーカード、または被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格情報をオンラインで効率的に確認できるようにするためのオンライン資格確認等システムが新規導入されるため、それに伴い、市の総合住民情報システムを改修する必要が生じました。市の総合住民情報システムの改修内容は、これまで世帯単位で付番、管理してきた被保険者証記号を個人単位の被保険者番号とするもので、その資格情報等を国のオンライン資格確認等システムに連携し、登録する内容の改修でございます。改修期間は、令和2年1月から11月まで、改修完了後は12月からデータ登録が開始され、令和3年3月からマイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が、令和3年5月から被保険者証によるオンラインでの資格確認が開始される予定となっております。改修費用は467万6,000円で、令和元年度執行分としては109万5,000円、令和2年度執行分として債務負担行為限度額358万1,000円を予算計上するもので、財源として、国庫補助金を見込んでおります。

議案第96号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第97号、令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第2号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御 説明申し上げます。

予算書の73ページをごらんください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,676万3,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。 80ページ、81ページをごらんください。

歳入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額135万2,000円を追加し、 4億1,503万1,000円とするものでございます。この繰入金は事務費繰入金 であり、135万2,000円の増額は、人事異動等による人件費の増加に伴うも のでございます。

市民サービス課からの説明は以上でございます。

○三鬼(孝)委員長 議案第96号、議案第97の説明が終わりましたので、質

疑に入ります。

御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでありますので、2議案の審査を終了いたします 御苦労さんでした。

本日はこれで休会します。

(午後 3時10分 閉会)